

第六回参議院水産委員会會議錄第五号

公聴会

昭和二十四年十一月十四日(月曜日)
午前十時三十四分開会

本日の會議に付した事件
○漁業法案(内閣送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から水産委員会公聴会を開会いたします。

公述に先立ちまして、一言委員長から御挨拶いたしたいと存じます。公述人の方には、御多忙中遠路御会同下さいまして厚くお礼を申し上げます。本日

の公聴会の議題は漁業法案であります。漁業法案は、前国会の末期に提案された重要法案でありまして、前国会では到底審議ができないう関係上、院議に諮りまして継続審議をいたした法案であります。委員会におきましては、法案の提出前から、各地に委員が出向きまして、いろいろ地方の事情を聞き、且つ公聴会を開きまして業者の意見をお聞きしたのであります。

その外この法案に対する陳情、請願も多数ありまして、委員会においては、継続中又は今回に入りまして非常に慎重審議をいたして今日までになつたのであります。最後に、この公聴会を開きまして、皆さんの御意見を拜聴いたしまして、本案に対する修正の決定をいたすことに相成るだらう、かように信じております。本日の公述時間は、委員会の決定によりまして、二十分間ずついたしております。そうして公述人に対する各委員からの質問

も、一名に対して十分間以内と、かようにいたしております。さよう御承知を願います。これから公述に入りたと思います。間違いました。公述人の公述は十分以内、かように相成つております。さよう御承知を願います。

それでは早速公述をお願いいたします。第一番に、神奈川県の実例二君からお願いいたします。

○公述人(実例二君) 私は相模湾の定置漁業の従事者の立場から、今度の改正漁業法についての意見を述べさせていただきます。

私達相模湾の漁民は、この劃期的な改正漁業法の日も速かに待望をしておつたものであります。が、今日まで、法案が遅々として議會を通過しないで、而も第一次、第二次、第三次というふうに、聞くところによりまして、だんだん私達本場の働く漁師の立場から見ますと、漁師自体にとつては、だんだん不利なような形になつて行くという心配も見受けられること

は、誠に残念だと思つております。特に私達定置漁業に従事しておるものの立場から皆さんに率直に、私達の生活の面から今度の改正漁業法を研究をして頂きますと、ちつともこの改正漁業法の中には、労働者を本場に育成して行くという精神が余りに見受けられないというところが全般的に見受けられるのであります。例えば、私達の、今労働者の生活状態というものは、最低賃金制も保証されてお

らなければ、現に相模湾の実例から申しますと、一ヶ月の基本給が二千円で、これは現金で頂いておられます。後は若干のお菜分けというものがあつて、そういうものが生活の基本になつておるような状態でありま

す。このようにして漁師自体の生活というものは漁不漁によつて非常に窮乏な状態に陥つております。私達は、こ

ういうこの漁業法の改正に特に歌つて頂きたいことは、本場に漁民を解放して頂く、漁業の民主化ということが基本になつておると、こういううな

考え方、漁師の立場というものを考へて、法案を練つて頂きたいというこ

とが漁師の共通の願いである私は考へております。で私の働いてゐる真鶴附近の定置の労働者の如きは、魚があ

るときは、若干のそうしたお菜分けで潤おわして頂いて、後は二千円の基本給だけで、無いときは一日、例えば現在の経営者共一日幾らかの、大体五十

円、金にして五十円のお菜分けを貰つておる。そういうものが毎日續くかという決してそうじゃないのであ

ります。魚があるときは貰え、魚がな

いときには全然貰えないという日がむ

しろ多いのであります。にも拘らず二

千円のお菜分け、それも三日に一回

とか、四日に一回とか、不漁が続くというとなかなか一ヶ月に二回位しか貰えないというふうな状態が非常に長く続く場合があり得るのであります。そこへもつてきて、昨年度一昨年度の如きは事業

税迄もかかつてきて、この第二種事業税、今度は第二種事業税に漁師はなつたのであります。が、事業税なども掛けられて、非常に税金の面においても苦しめられておる、全然税金どころではない、今、毎日の沖へ持つて行く弁当の餌にさえも困つておるといふのが漁師の実情なのであります。

それからもう一つ労働条件の点から見ますと、船員には船員法が適用されておるが、定置網労働者や、それから一般定置網に關係して労働者には、ちつとも船員法や、或いは又陸職に働いておる、陸職と申しますと陸上に働いておる労働者の労働組合の人達や、それから従業員組合の人達はいわゆる労働組合法によつて保護されておるが、実際に漁師の労働者や或いは従事者はそういう政府の保護、国家の保護によつて育成されておらないというのが実情であらうと私は思ふのであります。すべてが政府自体がほつたらかしの様な状態で、今全く漁師は本場に自分達の団結の力によつて細々の私生活を営んでおると言つていいのが実情であります。例えば網が毀れた場合、寒中でも海の中に飛込んで網の作業をやらなければなら

ない。皆命懸けで、網の毀れたようなきときは海が荒れておるにも拘らず海の中に飛込んで働いておる。監督や経営者の命令によつて飛込んで仕事をしろと言われて犠牲になつて働いておるにも拘らず病気になる、健康保険法も適用されておらないために、自分の金

必要とするということに大体の意見が一致しております。この点だけ一つ十五メートル以上云々というなには是非ともこの二十メートル、二十七メートル以上というように改正して頂きたいというのが私達の願いであります。このように私達は労働者の立場に立つて皆さんに意見を述べさせて頂きました。

もう一つ私達の最後の願いは、やはり働く漁民の手に、漁民の団体に、漁業権が必ず来るといふような法律を特に私は作って頂きたいと思ふのであります。何故ならば、今の形ではやはり結局漁業権は資本家に握られて行く虞れが多分にあります。今度の改正漁業法によりまして、こういう危険は私達に取つては、これは死活の問題であると思ふのであります。例えば一つの例を取つて申上げますと、現在今までの旧漁業法が漁業権を持つておる漁場でも、自分達が漁業権を持つておりながら、それがやはり経営者の手に入札やなんかの形で入つて行きました、そして自分達の本当の権利は活かされなくて、奴隷的な労働条件、今まで申上げましたような労働条件で零細漁民が全く塗炭の苦しみ、生活をしているというのが実情でありますから、私達がこの権利を奪われることによりまして、それこそ現在よりもより以上にひどい生活状態に追い込まれる危険性が多分にあるということ、これは私達が予言するのではなくて、漁師全体の本当の叫びであらうと思つております。従つて漁業権は必ず働く漁民の協同組合、或いは漁業の労働組合というふうなものに、そういう働く者の手に一つ絶対にくれるよう

に、そして漁場の管理は働く漁民にさして頂きたいというのが私達の願いであります。何故ならば経営者は経営者の立場に立つていろ／＼と自分の利潤のみを圖つての経営方針を立てて、真にこの改正漁業法の精神に盛られてゐるところの漁村の民主化、同時に生産の高度な発展といふことは、結局私達は空文に終る虞れがあると思ふのであります。やはり労働者に漁業権を持たし、管理権を持たせることによつて一匹でも余計魚を獲つて、一匹でも余計皆さんに食べて頂きたいというのが漁師の叫びなのであります。このために私達がいろ／＼過去において経験した実情から見まして、経営者が本当に自分の利潤のみによつて経営されるときは、決して高度な生産の発展には私達はなり得ない実例が多々見受けられておると思ふのであります。そういう欠点もありますから、やはり農地法の改正と同じように、漁場の管理は完全に漁民の手に渡して頂きたいというのが私達の叫びであります。

それから私はこの定置漁業について特に議会の皆さんにお願いしておきたいのは、今まで、今のこの改正漁業法におきまして、私達がよく研究すればする程、先程申しましたようにどうも漁師にとつては不利だ、成程免許に對しては、免許の権利の優先順位の中には、地元の漁民云々とか、或いは労働条件の著しく悪いものには経営権、漁業権を與えないとかいふような多少の制約を加えられてゐるのでありますけれども、若しこういうことが事実だとするならば、恐らく現在の経営者としては一人も適格者がないと断言しても私は憚らないと思ひます。悉くが今

まで申しましたように悪条件下において漁民労働者が酷使されてゐるのが実情であります。従つて新憲法によるところの人權の尊重という意味においては、現在の経営者は全部零であると言つても私は差支ないと思ふのであります。それだけに私達はやはり私達の手によつて本當の漁村の民主化をさして頂き、そして本當に漁場の経営管理をさして頂くことによつて、全く新しい劃期的な漁業法の下に漁村が脚光を浴びて行くのではないかと、このことを私達自身が期待いたしてゐるのでありますから、この際願わくば参議院の議員の方々は是非とも私達のこの痛切な叫びをお聞き下さいまして、改正漁業法に全面的な御努力と、そして熱意を示して頂きたい。今までの政府のやつてゐることは、みんな私達にとつては不満なことばかりであります。私達は本當にこの漁業法が我々のために改正されるのだといふことを最初聞いたときには、欣喜雀躍したものであります。ところが一年経つても出来て来ない、この今度の議會でも駄目だ、そして聞くところによると、民自党やなんぞの政党的諸君が、だん／＼現在の漁業法、これも改悪して行こうといふようなことを聞いておりますとき、私達は是非とも参議院の皆さんにおかれましては、私達のための立場に立つて立派な法案を作つて頂くように努力して頂きたいと思ふのであります。

○委員長(木下辰雄君) 有難うございました。時間が参りましたから……。今の穴戸さんの意見に對する質問があまりましたらお願いいたします。

○江熊哲翁君 ちよつと質問の前に委員長にお願いしておきます。今の委員長の、時間が来たからと言つて警告を発せられることはいいが、即座に発言を中止させることは、少しやり方が面白くないと思ひますから、少し何分かに定期的に時間を予報して、そして徐ろに話を遂げて行かないと、まだ大事なものが後にあつたにも拘らず、そこでぴちやつと止めるということになると、話される方の公述人に御迷惑でありますから、その点を一つ宜しくお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 大体今のを聞いておりました、三分間程過ぎましたから、機を見て私が注意をいたしました。皆さんも時間を見て一つお話し願ひたい。

○石野西雄君 今御説明、御意見等がいろ／＼あつたのですが、漁業法を今度のいよ／＼国会が作るに對してのあなた方の御意見としては、経営者といふのも、大部分の諸君はやはり非常に御苦労なすつて汗を流して、いろんな困難を乗り越えて、漁業の十分の体験を持つた人が大部分であつて、ただ東京辺りにおつて、資本を投下して、そしていろ／＼とその利潤のみを、分け前を取るといふような、そういう考え方はこの漁業協同組合法においてもすでにこれは排除して、そして漁業法もそれを狙つておりますから、そういうあなた方は、そういうような経営者よりも水産業から全部駆逐してしまふという御意見ですか。汗を流してゐる実際の漁師の諸君を今まで不合理に、或いは不公平に法が擁護して来ておる。不公平に擁護しておる。それを最も合理的に公明正大の立場から共に生きる、経営者は経営者として一つの

分を守り、漁民は漁民としての当然の権利といふものが保護せられなければならぬといふふうな考へでなく、全然漁民だけで、経営者は駆逐してしまふといふようなそげいいう考へですか。

この点を大事な問題でありますからお尋ねいたします。

○公述人(穴戸賢二君) お答えいたします。

経営者を全然駆逐してしまふということ、私は発言してゐないと思つておりますが、勿論非常に理解ある経営者も全国にはおありのことと思つております。特に私達が経営者に一片の同情を寄せるときは、やはり今度の改正漁業法によりまして、非常に莫大な免許料や許可料を取られるといふようなことが、やはり経営者をして苦しめるのぢやないかと思ふのです。そのために私達は、この政府が取上げるところの許可料、免許料といふものを全免して頂きたいと思ふのです。やはりそうしないことには、結局働く漁民にも、漁民自身が自営する場合においても、又経営者がやられる場合においても、結局労働者自身の生活の非常な圧迫になるのぢやないかといふふうに考へております。従つて私達は決して全面的に何でもかんでも現在の経営者を駆逐してしまふといふことを申上げておりませんが、この改正漁業法の、特に免許、許可料といふものは、私が説明の中にありますんでしたから、一問一答の中に私は述べさせて頂きたい。私は是非撤廃して頂きたいということ

です。

○青山正一君 そうすればあなたのおつしやることはですね。現行法は漁業

協同組合に対して非常に有利であつた。ところが今度の法案は殆んどそういった零細な漁民とか、或いは中小漁民の生活権を脅かされるようなふうにできておるんだと、だからこういうことでは困るから、一つ漁場の管理は漁民及び団体に渡した方がよろうと、こういう意見なんですね。

○公述人(大戸賢二君) さようでございます。

○委員(木下辰雄君) 外にありませんか。外にありませんければ、次に移ります。静岡県堀江寅藏君。

○公述人(堀江寅藏君) 私は静岡県の浜名湖のある舞阪の漁業協同組合長であります。今度のこの漁業法案の改正につきましては、私は各個々の点においては多少異存の点もありますが、大体において賛意を表する次第であります。

それから二の定置漁業については、私はこれについてあまり知識を持ちませんから意見は申し上げません。

三の河川に区画漁業権以外を認めておらないことの可否ということについては、私はこれは河川についても共同漁業権を與えた方がよろしいかと思ひます。これはやはり河川へ共同漁業権を與える。そうして自治的に管理とか保護、増殖をなさしめた方が生産力の發展に非常に寄與する点が多いだろうとこう考えまして、河川に対しては共同漁業権を與えて貰いたいと考える次第であります。

それから四の真珠業の免許が「ひび」建築業、「かき」養殖業と別個に適格性並びに優先順位を規定しておることの可否、これについては私は最も關係の深い「かき」の養殖と「のり」の養殖をやつておりますが、この適格性及び優先

順位については、これは適正なことと存じます。ただこの漁業権の年限が五ヶ年というところが、これは資材とかその他いろいろの關係上、こういう短い期間では業者として腰を据えて安心して商売ができないというところから、これは十年ぐらいに是非して頂きたいと考えます。

五の漁業調整委員会についての意見は、これは私は適正だと思ひます。

それから六の免許料及び許可料の問題であります。これは第七十五條の免許料又は許可料の財源を以て漁場整理に伴う補償金の交付、それから委員会及び法律施行に伴う費用等に充当するということとは、これは漁業制度を劃期的に革新して、そうして漁民の民主化を図り、漁民を解放するという趣旨からして、甚だこれは矛盾しておるよ

うに思ひます。これはこの費用は國家において負担して頂いて、そうして免許料とか許可料というものはできるだけ軽減して、そうして漁民の負担を少しでも軽くして頂きたいと、こう考える次第でございます。以上でございます。

○委員長(木下辰雄君) 何か御質問がございせんか。御質問がありませんければ次に移ります。ちよつと御注意申し上げますが、この漁業法案に対する公聴會の問題として六項目を提出してありますが、これは必ずしも六項目全部をお述べにならなくても構ひません。その中で最も必要だと思ふことをお述べになつても差支ありませんから、さう御承知を願ひます。東京池田文爾君。

田でございます。與えられました時間が極めて短い時間しかありませんので、單に定置漁業に関する事項だけを取上げて簡単に申述べます。法案第一條の目的を、読みますと「漁業の發展と漁業の民主化」とを明記するものであります。今後の漁業の在り方については確かにまさにとすなればならないと考えておるのであります。この立案の趣旨に對しましては、全面的に賛成する者でございます。でありますから、法案の第二條以下百四十五條に及びます各條項は、いづれも第一條の目的即ち漁業調整機構の運用によつて漁業生産力の發展と漁業の民主化を達成するために設けられたものであると大きな期待を持つて熟読玩味したのであります。第十六條の定置漁業免許の優先順位を讀んで見ますと、法案の目的とは相容れないような、むしろ逆の感さえ懷いたのでございます。即ち第十六條におきまして定置漁業の免許の優先順位を最終段階的に決定づけておりますために、定置漁業の免許という最も重要な漁業権の階層に關しまして、民主的であるべき漁業調整機構が何らその運用力を發揮する余地がないという、頗る非民主的な矛盾、即ち法案第一條の趣旨に副われないような結果に陥つておると考へるのであります。漁業調整委員会は、その七割が漁民の選出した委員によつて構成されておる民主的委員会であるに拘わらず、その運用力を著しく局限するような法案は、法案そのものがすでに非民主的でありまして、仮に調整委員會の判斷に任せきれないという考え方から、優先順位をかよう

に法律によつて細かく規定したとしたならば、それは立案者の独善的な考え方であると申さねばならないのであります。法案第十六條の第六項、第九項及び第十項の規定は、漁業協同組合又はこれに準ずる漁民団体に、定置漁業の免許を優先せしめるといふ法律であります。定置漁業を優先的に漁民団体に與へることが漁業の民主化であると考えられることは、定置漁業の特殊性とその実情を無視したか、或いはその実情を知らないで、單に机の上の考え方でありまして、従来の經營者を一概に資本家的ボス扱いにした見方と、定置漁業というものが極めて有利な漁業であつて、今までボス共が利益を壟斷してゐたのだから、今度こそ、零細漁民に利益を取戻してやるといふような考へが前提となつておるよ

うに思われるのであります。若しさうな考へ方としましたならば、これは大変に間違つた見方でありまして、定置漁業を、一本釣りの地引網と同様、誰にでも容易にできる漁業のように極めて甘く見過ぎた結果でありましよう。今更申し上げるまでもなく、定置漁業ほど高度の技術と、經營上の経験と、多くの資本と、辛抱強さを要する漁業は、他にその例を見ないのであります。然るにその半面、局部的の不漁や時化、或いは急潮等の災害を蒙り易いのであります。その証拠には、水産庁の資料課に行つて見ますと、殆んど毎日のやうに何処かの定置漁業者が、災害による資材の特配の陳情に來ておるのを見ても分るのでございます。昔から大謀網の親方を、朝大名の夕乞食と申したほどでありまして、若し定置漁業が零細漁民を裕福になし得るよ

うな、絶対に儲かる漁業であるならば、現在全国定置漁業権の七割以上を占めております漁業組合が、そのように有利な漁業を自ら經營せず、その大部分を他の經營者に賃貸してゐる事実を、どう解釈したらよいのであります。以上を現実的に考へて見ますと、定置漁業は極めて多額の資本を要しますが、これは豊漁に恵まれた場合には、多くの漁利を得ることができ、漁業であります。併し不漁が続き、災害に見舞われた場合には、投下資本を全く回収できず、再起不能な痛手を蒙ることがしばしばある不安定な漁業でもあるのであります。而も局部的な不漁は周期的に起り、不時の災害は低気圧の襲來等に伴つて、毎年のやうに蒙りがちであります。一定の水面に長い間網を敷設し、魚群の沿岸來游を待つて始めて漁獲する定置漁業にありましては、海の豊凶性と災害に罹る率の高いことは、避け難い定置漁法の弱點と申さなければならぬのであります。若し不漁や災害に襲はれて、巨額の損失を蒙つた場合に、利によつて集まる者が多ければ多いほど、收拾に困難を來すことは人情の然らしむるところでありまして、これを逆に申しますならば、經營の責任を負う者が少ければ少いほど、定置漁業の弱點であるところの豊凶性と罹災に對しまして、何となく善処することができるといふことになるのであります。即ち朝大名の夕乞食でありまして、それが個人經營者である場合には、他に迷惑を及ぼしませんが、若し零細な漁民の組合が、不幸にして数千万円

いかということは、思い半ばに過ぎるものがあります。現在定置漁業権の大部分が貸借関係にありますことは、この間の事情を雄辯に物語つておるのであります。自営能力がないか、或は自営による損失の危険を避けて、絶対取りはぐれない貸付料を取る方が安全であるという組合が、絶対多数を占めている証拠であります。

このように申しますと、それならばそのように不安定な定置漁業を経営する者がなぜあつたと絶たないのか、やはり利益があるからだろうという疑問が起るのではありませんが、経営者の実情を調べて見ますと、一度この漁業に足を突込みますと、損しても得してもなかなか足が抜けないのであります。山ほど借金を背負ひましても、経営者である間は何か切抜けて行きますが、止めた後最後その日から生活することができない、生活不能者になつてしまふのであります。ずる／＼に明日の漁を楽しみに今日を過しているというのが大多数の定置漁業者の実情であります。然るに漁業法案が、就中漁業権制度の根本的改革をめぐりまして、漁民の間に大きな関心を持たれているのはなぜでありましょうか。それは今回の漁業法案では、漁業権の貸付は許さないという條項があるからであります。もと／＼漁業権の本質からいいますと、漁業権は漁業を自ら営む者に與えらるべきものであることは当然であると考えるのであります。従来漁業権の貸借問題をめぐりまして、醜い紛争や不当な要求や、利権屋の暗躍が到るところに惹起した例は枚挙に遑ないほどであります。又漁業権という公有水面上に設定されました無形の権利

によりましていわゆる不勞所得を得るということは、漁業権者が何人たるに拘わらず好ましからざることであります。併し従来漁業権の貸付によつて利益を得ていたものが、新漁業法によりましてそのことができなくなり、みづから漁業を営むにあらざれば再び漁業権が與えられないとなりますと相当の打撃でありますから、とにかく自営云々は第二の問題とし、表面的に形式に整えて漁業権の再配分に預ろうとすることは当然であります。そこに大きな無理が生じますので、その間隙に乘りまして新たな悪質ボスが現れるであろうことは想像に難くないのであります。それらの例は私も近頃におきましてでもすでに数件知つております。そうして現に漁村が分裂化する現象を起しておりますことは皆さんが十分御承知のことではあります。そのこともやはりこの間の事情を裏書きするものであります。御当局の意図します漁業の民主化が法律を悪用する者のために却つて災いされる虞れさえあることは一応考へて見ねばならないと存じます。元來定置漁業は他の遠洋漁業と異りまして、漁場地先の漁村とは切つても切れない関係があります。たとえ経営者に漁業権が與えられても、その経営者が地元漁民の協力を得られなかつたならばその事業は必ず失敗に終るのであります。又甲の漁場の成功者が必ずしも乙の漁場を経営するに適當であるとは言えないのであります。昔から網漁師釣を知らず、釣漁師網を知らずと申します通り、漁師にもそれ／＼得手不得手があるのでありますから、況んや定置漁業のごとき複雑困難な漁業の経営者を單なる一片の

法律によつて優先的に決定するがこときは誠に危険であります。もつと実情に即した冷静なる判断が最も望ましいのであります。即ち経営に十分なる資力、経験、努力ある地元漁民の実情等が混然として一体となり、総合的な力が結集された場合、初めて定置漁業本来の眞価を発揮し、生産の眞の民主化が得られるのであります。それは漁業協同組合の自営たること、或いは出資者との共同経営たること、又は個人の單獨経営たることを問わないのであります。ただ前にも申しましたように、定置漁業の経営と地元漁村とは切つても切れない深い関係がありますので、何人が経営するにいたしましても、その経営が順調に運ぶ限り、必ず地元漁民には相當の利潤が均霑される筈であります。要は経営の適否が漁村を繁榮せしめ、漁民の生活を向上せしめ得るのでありますから、経営者の選定は漁業調整委員に任せることが最も妥當であり且つ民主的であると信じます。尙操業中の調整、例えば労働條件であるとか、或いは賃金のことであるとか、或いは操業中に適否が出て参ります。それらの調整は勿論調整委員によつて民主化に逆行しないようにいくらかでも善導することができるのであります。以上の見方からしまして、日本定置漁業協会としましては、法律による定置漁業権免許の優先順位中法案第十六條の第六項、第九項及び第十項、即ち漁業協同組合、村張組合、或いはこれに準ずる漁民団体、これらを第一優先にするというふうな條項を削除しまして、それらを誰にやらせるが最もよいのかということは調整委員に任せるべきであるというふうに考へておるのであります。

あります。次に定置漁業の水深十五メートルの可否でございますが、只今まで申上げましたように、定置漁業と地元漁村とは切つても切れない関係にありますので、若し地先の漁民団体が定置網の経営に適當な団体であるならば、定置漁業権と共同漁業権たることを問はず、その漁民団体の経営に任せることが最も望ましいのでありますから、必ずしも水深を問題にする必要はないと思ひます。元來共同漁業権は專用漁業権から變つて來たものでありますから、十五メートルくらいにとどめる方が定置漁場との関係上共存共榮の実を挙げることができると思ひます。それから漁業調整委員会につきましては、是非とも専門委員を置いて頂きたい。そうして定置漁業の免許の内容等の事前決定をなす場合、免許の申請があつた場合等は、定置漁業の専門委員の意見を重視することを要望いたします。

又免許料と許可料の問題であります。漁業権免許に當りまして、多少の免許料を取ることは止むを得ないことと思ひますが、これによりまして、補償金の交付、委員会及び法律施行に伴う費用の全額を賄うということは、今回の措置が國家の施策という点から見ましても常識的に疑義があります。且つ相當多額に上ります。それらの費用を漁業者に全部負担せしめるということとは、それだけでなく漁業資金の重圧にあえぐ漁業者に一層の無理を與えることになりまして、漁業生産上大きな支障を來す原因になると思われまふ。又漁業の許可は免許と異りまして、權利を與えるのではなく、むしろ取締という面から考へられるのでありますから、これは許可をするための手数料というふうな見方から処理するべきであつて、原則的には以上の費用は國家負担により賄うべきであると考へるのであります。

○委員長(木下辰雄君) 池田公述人に対して御質問がありましたらお願いいたします。

○江藤哲翁君 お尋ねいたしますが、これは原案の漁業権を貸付けることはいけないうことに対するあなたの考へを今少し詳しく御説明願ひたい。

○公述人(池田文爾君) お答えいたします。漁業権は、現在の漁業法にもあります。漁業を営む権利であります。漁業を實際に営む者に與えるのが至當であると思ひます。これを貸付いたしますと、従來もいろいろと弊害が起つておりました。例えて申しますと、定置漁業というものは非常に資本を要します。又多くの犠牲も拂ひます。そのように非常に犠牲を拂ひ、多くの資本を拂つて経営をいたしますのに拘わらず、自分が漁業権を持つていないで、それを貸付けて貰うという、漁業者の非常に有利な立場にあるわけがあります。ですから、仮に五ヶ年なら五年経つと貸付漁業権が切れて、今度は又から更に有利な條件を以てその漁業権を借りに來る者があつたります。今までのその漁場を問はずに功勞とか、そういうふうなことは一切考へずに、そちらの方へ持つて行つてしまふというふうな、つまり今までの漁業経営者に対して、非常な不利な條件でその貸付條約を取交わす、いろいろ／＼つまり漁業権の貸借という立

場からいいまして、片方が非常に不利であり片方が有利のために、そこにいろいろ煩わしい問題が起つて来る。こういうことが非常に考えられるのでありまして、本質的には、漁業権は漁業を営む者に与えられるべきであると思ひます。只今も申上げましたように、若しそこにそういう不当な要求、或いは不当な取引きということが十分に監視され、調整されずならば、漁業権を貸付ける、或いは経営者と協同経営を続けるということも考えられて来るのではないかと思ひます。

○江熊哲翁君 経営者という言葉をお使いになつておる、その経営者という意味の中にはいろいろ人たちが含まれると思ひますが、例えば、こういう場合における経営者に対してはどういうふうにお考えになるか。即ち例えば、千葉県なら千葉県の沿岸で定置をやるときに、その経営者が長野県の人であるという場合も、資本及び技術を持つておれば大いに差支ない、よろしい、やつてよい、こういうことを意味している経営者も含まれるわけですか。

○公述人(池田文爾君) 例へば、千葉県の地先の漁場におきましては、その土地の人が経営するというのが望ましいのでありますが、併しこれを非常に局部的に小さく考えますとそういうことになりまして、殊に日本のような小さな国においてお互いに縄張りを持つておるよりは、むしろ千葉県に経営する人が長野県の人であつても、京都の人であつても、最もその地元のためになるように経営して呉れる者であるならば、若しその土地の人がその地元のためにならないように経営する人に

比べれば、非常にまだましであるところから、経営者は必ずしも地元の人に限りというふうな狭い考え方は私は採らないのであります。ただ一番望ましいことは、定置漁場というものは地先の漁村と切つても切れない関係にありますから、若し地先の漁業団体が十分の経験と経営能力を持つてゐるならばその漁民に與えることが最も望ましいことと考へます。

○江熊哲翁君 重ねてお尋ねいたします。その地元は技術、資本というものがあれば、地元の人がやるのが最も望ましいといふ今の言葉によります。その順位が設けられてゐる。その順位の筆頭に漁業協同組合が置いてあるやうであります。そのことに對してあなたの御公述は多少御不満なやうに聴いておつたのであるが、むしろこういう順位は全廢して考えた方がよいのだといふやうに聴き取つたのであります。支ありませんか。

○公述人(池田文爾君) 差支ございません。只今江熊委員から仰せになりましたやうに、その地元の最も適當であればその人にやらせることが一番望ましいのであります。それを法律によりまして何でもかんでも優先的に漁業協同組合ならば、外のものは全部排除してしまつてもそれに優先するという規定を設けますと、その定置漁業経営に的確であるやうなものが、ただいわけ利権を縛りまして、形式だけを整えて、そういうものは現に漁村の分裂化によつて十分できております。例へば一つ

の漁村におきまして、従来一つの漁業會があつたものが、一つの漁業権を縛りまして三つにも四つにも分れて來てゐる。而も分れてきてゐる漁業組合なるものが、内容を見ますと、そういう何千万円を投ずる資本的の漁業を経営するに足る能力があるか、経験があるかといふことになる、全然経験のない者までもたゞその法律の穴を狙ひましてどん／＼と作つてゐるわけでありまして。そういう作つてゐる後には、いわば闇のボスが暗躍してゐる、こういう例を我々二三知つております。そういうやうな危険がありますから、法律によつて一概に優先順位は決めるかといふことは、漁民が選出された調整委員會の判断に任せることが、一片の法律によつて決めるより一番的確であり民主的である、こう考へます。

○委員長(木下辰雄君) 外にありませんか、次に移ります。富山県安居篤孝君。

○公述人(安居篤孝君) 私は問題として提供されました六項目の中の第一と第二と第五と第六に亘りまして、與へられました時間内に所見を述べたいと思つてあります。先ず所見を述べると先立ちまして、只今定置漁業協会の代表者から申出られたる法案第十條の改正問題、これにつきまして、私はこの改正要望に對するところの意見書といふものを御當院の委員會並びに衆議院の水産委員會に提出いたしました。かかる故に時間もありませんから、今協會代表者の申せられたところの意見に對する私の反駁論は、この委員會に提出してあるところの私の意見書といふものをここに公述したことに

書入れておいて頂きたいと思つております。

次に私の所見の方に移ります。ここに第一として漁業権制度の根本的改革、これについての意見を求められておりますが、法案の第一條を見まするのに、即ち目的として掲げられてあるところのものが漁業の生産の發展、漁業の民主化、この二つに歸する。二條以下この法案に盛り込まれたところの各條章が、果してこの第一條に掲げられたところの目的を達成するだけの規定があるかないか、かように検討いたして見ますと、私はそれは到底不可能であるといふ結論に達せざるを得ないのであります。然らば漁業権制度の根本的改革は如何にすればいいか、端的に申しますならば、沿岸の漁業であり、即ち漁業権とすれば、沿岸の漁業であり、定置漁業といふものが、最も目に立つところのものである。かような権利は悉く協同組合に對して與ゆるべきものである。然らざればいわける根本的改革は駄目だ、できない、かような結論に達するのであります。細述してありますと、時間がかかります。でありますからその要点だけ申上げます。

地方におけるところのこの沿岸漁業なるものは、これは原始産業として農業と共に車の両輪のごとく、鳥の両翼のごとく、地方の末端公共団体の構想といふもの、政治、社会、文化、教育、あらゆるものが、この二つの原始産業といふものを根柢として、これの地盤の上に現存されてゐるものである。従つてこのあらゆるところの構想、建造物そのものを民主化するといふことは、即ち民主國としてこの政治を議す

る殿堂としての最も、あらゆる点から見て必要なことである。その一端をなすところの漁業権の解放もこれに關連して考へねばならない。單なる一つの産業のみだけに、而してこれを民主化するといふやうな狭い範圍の觀點を以てやることはいけない。各員は政治の上に對してあらゆる点において與へられたところの民主國、その民主國をして有終の美をなさしめるといふ見地に法案を審議されるものと私は考へます。かような見地からしてその目的を達するためには、これはこの漁業権制度といふものの根本的改革はどうしても協同組合といふものに對して與ゆるものでなくては達することができない。尤も第一次の案はさうであつたのです。第一次案を作られたときには、御當局としまして、恐らくこの極めて民主國といふ急転したところの國情を眺め、さうして極めて純真なる立場において、この農業と共に車の両輪をなす一つである、この漁業といふものに對して、眺められて、さうして實際施行の立場において検討されたものが第一案であります。その第一案においてはさういふやうにできておつたのであります。その点時間が経つて從つて雜音が入り、夾雜物が入り込んで來て、第二、第三案も、第三案に至つては更に肯定してしまふことになつた。現行法と余り変らんものになつたのであります。このときにも、私は北陸三県の會議に出ましたときに、私としては絶対に反對である、それが今度第四案において優先順位といふものができて、協同組合に優先せしめるといふ形になりましたけれども、併しこれだけ見まして、その他の條章において、

ややとすれば肯定するところの穴が一杯あるのであります。かるが故にかかような蛇足のことはせずに、あくまで端的に、協同組合に対して沿岸の漁業権を與えるべきものである、こう規定すべきものである。そうなくしてこれは達成することはできない。民主化という所以にならない。時間がありませんからあとと御質問に任せることにします。

第二の問題につきましては、これは五十歩、百歩のものである。最高潮時の身網の水深の程度を二十七メートルに延ばして見ても問題は一つである。大体この規定なるものは非常に矛盾しておるのであります。共同漁業権内に包囲されたところの定置漁業の身網の水深が十五メートルである、即ち八尋。定置漁業権利において免許されたものは、仮に二十メートルの地区にあると仮定して、この身網の水深は二十メートルである。定置漁業というものはかけ網というものがあります。かけ網が五十メートルまでの所に来た場合、に、十五メートルの身網の水深とするところの、それは共同漁業権内に包囲せられるところの定置漁業として一番延びたところの五メートルの所、この十メートルというものは相撞着する。若しも定置漁業が二十メートルの身網である。そうして十メートルの所までその身網の末端が来たとする。そういうものが潮時であるとする。そういふときに共同漁業権の範囲において定置漁業というものがある。それは十五メートルの身網である、水深のものに近いとする。そうしますというと、十メートルというものは完全に潮時に定置漁業というものが出て来る。従つ

て共同漁業権において與えられたところの定置漁業、即ち小規模の定置漁業はなんら用をなさない。而もこれを漁業調整委員會に諮つて見たところが、權利の上において二つのものがある。

一方は定置漁業権として直接経営者に免許を與える。一方は共同漁業権内の負担力に基いて、その組合なら組合の定款に基いてそういう定置漁業を営ませるといふ形を取つておる。これを調節する場合に、極めてそこに困難な問題が生じて来るのであります。定置漁業業同士の争いならば話がまだ分る。共

同漁業権なら共同漁業権同士の話ならまだ話はつくだであります。この問題は一方共同漁業権という権利の下に行うておるところの行為である。一方は定置漁業権という権利の下において行うところの行為である。これをどうするか。如何なる法律的の根拠によつて行つておるか、それが相撞着しておるのは、いかにせんこれは指示事項では解決できない問題であります。いわゆる委員会に與えられておるところの指示事項では解決ができない問題であります。かような矛盾がある。であるからして、十五メートルを二十七メートルに延ばしても、更に三十メートルに延ばしても結局は同じである。であるからして、定置漁業そのものが身網の末端という水深を根拠とせない以上は到底こういう矛盾は到るところに生じて来る。かるが故に本来これは沿岸の漁業権なるものを一方は個人に押えるというような構想の下に作り、一方には父民主化という意味からして団体に與えにやならんというような二つの相容れざるものを無理に形造ろうとしたところの欠陥、そういう無理なことをを

無理に合わせようといふところの欠点を暴露しておる、知らず識らずに暴露権を持っている。かるが故にそも／＼漁業権制度の根本的の改革である限りにおいては、さような定窟漁業という個人に與えるという一つの觀念、民主化するという意味合において協同組合に皆渡漁業という一つの觀念を引継ぐことなしに一方切つちまう。又これは協同組合に與えるものという頭において立案したならば、こんな矛盾は生じないと思ふのである。これはこの問題としまして、次に第五の問題であります。

私はこの調整委員会というものについては極めて至難な問題があると思つてゐる。現在規定されているところのこの公表されたものを見ますというと、極めて複雑多岐である。そうして日限を以て追えば、これは民主的において最も遅れているところのこの漁民である。漁民に対して余りに多くの期待を持つて、理想に過ぎている。この立案者の狙いというものは、これはボスに牛耳られることになるかも知れないことを私は考へている。この委員制度においては、従来のボス、網元、船度というようなボスに牛耳られてしまつて、彼らのものになるであらう。そして支配勢力に相も變らず握られて、一般漁民大衆は搾取されるということをや想している。併しながらそれは幾度度も幾度も繰返されているうちに漁民は自覚するであらう。自覚して初めてこの運営というものは意味あるものに作り上げてくれるだらう。こういうことを予想する、極めて理想案である。成程そういうことを幾度も／＼繰返せば、又も／＼とやっているうちにこれからは駄目だ、我々は團結して、我々は我

我のものとしなければならん、ボスの親方や、船元に怒鳴りつけられて、それに従つておる必要はない、自由なる意思でできないということもあるかも知れない。併し最も遅れておる漁民層としては、それはまだ「そういう理想案を今気長にやる場合ではない。今日は飽くまで他力を念願して、彼らが自力に目醒めて自力で行動する」ということは日暮れて途遠しで、私は飽くまで他力を主にして指導してやらねばならぬ。かるが故にこの委員会なるものを運営するためには、先ず委員と

いうものの選挙権と被選挙権というもののについては大いに検討する必要がある。それはどういふふうに検討するか。そも／＼この水産業団体法というものは、二十年の十二月に、いわゆる戦時統制で以て強行されたところのあの団体法なるものの、取敢えず役員というものの選出方法をあの時松村君が農林大臣で改正をした。かかるが故にあの改正した後において役員を選挙した時に初めて出た者その者を除いて全部この選挙権と被選挙権をも持たない、こゝういふ規定を入れておる。同時に又さういふ人は協同組合の役員となることができない。これをも規定している。そうして従来の漁業権を以て地方において封建的な一つの勢力というものを構成しておつた。さういふ点であるこの新制度の下から放棄してパージする、この手を打たない以上はやはりここに言うところの漁業権制度の根本的改革などは得てして望むべからざることである。私は第五についてはさうなことを提案する。何となれば又何のためにこゝういふ制度を、現行法を改正して、新法を作らなければならなかつ

たかつまり現在あるところの漁業權を取上げて大衆に與えるということが狙いである。取上げられたものを又元に戻すようなことであるならば、こんな改正はする必要はない。取上げるということは、持つておるものを取上げるのである。持つておるものに持たしめておいては悪いからだ。そういうように取られたものを、又再び獲得するよゝうな機會を與えておくならば、何の必要があつて取るのか。取る必要がない。取る者があれば、取られる限りにおいては、持つてゐる者がある。その

持たしておくのが悪い。他から取上げて、それを再び持たすということならば、何のために取上げる必要があるか。これから見ましても、この調整委員会の運営というものを、最も有終の美をなさしめるためには、さような人々をバリエジして貰う。誠に気の毒なようなことであるけれども、併しそれは今の日本国家そのものを民主国として築き上げようとするためには、そうして最も強く封建的思想というものと並びに制度、それは冠婚葬祭に至るまで、年中行事に至るまで、封建的のシステム、セオリー、思想、あらゆるものを以てかたまつておるところのこの地方、それを民主化することは最も必要なことである。この末端地方公共団体は国家そのものに先立つて行くものである。これが民主化されんことには国家の民主化ということを言うことは口巾つたいことだと私は思うのであります。かような意味合からして、調整委員会というものの運営という点は、今の法規だけであつても極めてこれは複雑多岐なものである。ボスが跋扈する。そうして漁民の自覚を待つという

ことでは、極めて迂遠極まる話である。飽くまでここでは他力を漁民の上に加えて、もとより他力本願ばかりにやらしてはいかない。自覚するためには他力を加えて、こうして自覚の道を知らせる。いわゆる根本的に言うところのポンプに水をかけてやるというふうなもので、こういうことが必要だと思ふ。

次に免許料を取る。これも私が昨年のこの第三次法案に対する意見を問われた時にも言つたが、一体この漁業制度というものは、これは国家の行政である。行政であるならば、行政費というものを漁民からは取つてはならない。当然これは国庫が負担すべきものだ。若しこれにばら／＼な漁業に対する制度であるならば、免許料、許可料、それを賄う。農業の方ならば農民がそれを賄うが、各自ばら／＼にその方面から取らなければならぬが、そういうものでない。行政費である以上は、国家が負担すべきものだ。国家が支弁すべきものだ。これはギブ・アンド・テイクである。漁業権は貰つた。有難いと思つたら、豈図らんやそれ以上に入もの以上を取上げようとする。與えておいて取ろうという、そういうことではない。これは飽くまで国家が支弁しなければならぬ。私はここに委員各位に特に聴いて頂きたいことがある。今度の法案におきまして、農林中央金庫、あの方まで水産の方面においてこの生産組合に加入できることになつておる。これはあの農林中央金庫というものの運営というところにつきましては、あれを大いに検討せんとするものである。折角今漁業権

というもののそのものの根本的制度改革である以上は、而して漁民に対する協同組合というものに沿岸の権利、皆ごとく與える、自當せしめるという限りにおいては、資本的においても困ることがある。それは定置区漁業者の諸君の漁業の経営は、いがごとく貧弱なものじやない。貧弱なものじやないけれども、差なり現在の国家としては、あらゆる方面において金詰りである。そこで私はこの免許料、許可料というものを相当取つておいて、取つてもいいが、これは沿岸漁業というものを自立させる意味において、このものを国家に一つの金庫を作り、その資金に充てる。大体日本人は今迄、私も日本人の一人でありまされども、余りに中央に依頼をし過ぎてゐる。それは今までの旧憲法時代においては、うしななければならなかつた。中央集権主義、そういうことをするために飽くまで中央に依頼させなければならぬ。よら／＼むべし、知らしむべからずという体制でなければならなかつた。それで国民は挙つて、国庫に向つて援助してくれ、金融してくれというが、政府は金のなる木は持つていない。然るにこれはもう中央集権をするために、中央に惹付けなければ地方に威令が行われない。こういう仕組みであつた。併し今日は地方分権主義である。民主政治である。地方分権というものを今やつてゐる。かるが故に飽くまでこの機会においては、免許料、許可料というものを取上げて、農林中央金庫を中央の監督の下に使わせる。そうしてこれをいわゆる保険というものも兼ねて行わしめる。全く採算的、營利的にこれは行つていい。そうして成績のいい

網には、どん／＼その金庫に資金を投資せしめる。もとより配當が與えられ。ペイイング・システム、かような考えの下に進んで行つて貰う、絶対に保証金というものは要らん。保証金は第一次案には取らんことにすると、第二次案は漸進的な立派なものである。取る必要はない。何のための保証金だ。大都市と地方とは違ふ。それから公共の用に供する水面というもののに対して、一遍知事に認可申請して、認可してばかつと取つたものである。而も仕事が遅れた。営業はそのために取消される。引続き二三年やらなければ取消される。そういう性質のものに、一体何の権利があるか。大体物権として取扱ひが無理なんだ。物権としてみなす。そうして土地に関する法律を準用する。みなして土地に供する。大体物権と見る。公共の用に供する。單に観念的に有する権利行為だ。これを物権とみなしている。これは不都合だ。これは木に竹を継いだやうなものである。これは権利として、物権としてみなすわけに行かない。大体認めて認可して、これを補償して買上げる。何時でも知事に取消される運命にある漁場が沢山ある。現行法において免許を取つても、二三年間引續いてやらなければ、免許を貰つても、その年やらなければ取消される。そういうのが沢山置いてある。それを今政府が買上げる。その與えた漁民の免許を取上げて、その補償を国庫で拂つてやる。百六十億の金を與えてやる。以ての外の話である。少しもこれは権利でない。一銭も貰ふ必要もない。やる必要もない。これは公營に値するところの公権である。免許を貰つて、營

業として貰つて何の権利の価値があるか。これを物権というものの、一つの所有権とみなしている。そういうふうになつておつたのが間違ひである。かゝるが故に、これは細説する時間もありませんから、これはもう言つたことと十分終つてゐる。細説する必要はない。大体かような意味合の下に、この法案というものを改正をして貰いたい。併しながら私はかように思います。第一次案から今日第四次案に至るまで、随分御当局は御苦勞なされた。御当局の御苦勞は、私は實際感謝してゐる。それは今日の國情柄として、主権がなというので、或法案を作つて見ても、それで議會でやられて、そうして通過というわけに行かない。そういうやうな國情であるから、御苦心の程は十分察します。而して又この法案たるや、常に延び／＼になつてゐるから、願わくばこの議會において通過して頂きたい。頂きたいのでありますが、今私が申上げるように、折角できてゐるものを又根本的にやり直しにして、又いろいろな議論が出て来た。出て来たが、併し最終的にはそこまで持つて行かなくちや、いわゆる漁業権の制度の根本的改革というものは、百年河清を待つたがときのものである。かように私は考えるのであります。それで第十六條の優先規定というものは固よりこれを十分に生かす。そうしてこの免許料、許可料というものを取敢えず認め、農民の力で以てこの農林中央金庫というものを、独立の一つの金庫を農民の力で以て作らなければいけない。私はこの点について昨年……、英國の炭坑夫というのを見なさい。彼らは

炭坑夫で立派な銀行を作つてゐる。こゝういふふうなものを作らせる。私はかゝるのであります。それでこゝういふ意味合におきまして今度の法案を実施される場合の漁業調整委員会に対するところの今言つたところのこと、パージするといふ規定を是非入れて貰いたい。そうして料金を、免許料、許可料というものを、こゝういふものを、皆行政費は国庫で以て支弁する。免許料、許可料というものはそれで銀行を作らせる。金庫を作らせる。この金庫に資金をどん／＼出させる。

○委員長(木下辰雄君) 大分時間が参りました。

○公述人(安居篤孝君) かように一つ御配慮を願ひます。委員各位の御盡力を願ひたいと思つております。

○委員長(木下辰雄君) 何か御質問がありましたら……。

○青山正一君 そうすればあなたの御意見は、つまり協同組合にすべての定置漁業権とか、その他の全部の漁業権を與えなければ漁業権制度は完全とは言われない。要するにこゝういふわけですね。それであなたの方のいわゆる漁業経営者というものは非常に個人的な経営者が多いのじやなからうかと思ひますが、富山県の場合は、それについて何かあなたの方でこれが悪いとか、あれが悪いとかいふやうな、あなたが最前から個人に渡すといふことが非常にいけないといふやうな理論も多少あつたやうに思われませんか、こゝういふやうな個人の経営者に渡すことがどうして悪いでしょうか。その点を一つ承りたいと思ひます。

○公述人(安居篤孝君) お答えいたし

ます。定價漁業権であります。これは漁業が持つてゐるのは全国で約七割、個人が三割、特に富山県は例外なく個人が持つてゐるのであります。石川県も富山県の方に接続した方面では個人が持つてゐる。一種の富山県流が流れておつたと思ふのです。富山県の個人が持つてゐる個人漁業権の経営について非常に悪いという点はどこにあるか。それは封建性であるからいけない。この分子は今漁業改革をしまして、そうして協同組合の一員として打つて一丸としようとしても一丸にならない。水の中に油を溶いたようになつては、何となれば彼らはすべて、私も曾てはそうでありましたが、例えば私のところの舟子これは安居家の舟子である。それは親代々受継ぐもので、年中の行事がある場合でも振舞いでもしてやる場合にはその従業者が上下の席順で坐る。こういうふうなやり方があるのです。そういうものが今日この各個人個人の漁業者が今度は連絡しまして、團結しまして、そうして協同組合というものを作つて親方を主にして集つてゐる。そうしてこれらは各乾分を引連れて一団をなしてゐる。私の所では、これは全国でも有名な漁場でありますが、昨年あたりは二億から三億高が上つてゐる。そういうものが、石川県に至る丁度海岸五里というものの漁場を独占してゐる。これは村長、村會議員、市會議員の選挙というと一緒になつて運動してゐる。我々の親方だ、そういうことを言つてゐるのです。この団体の結合力というものは非常に強い。そこで協同組合というものは作つても、皆各人がやはりこれらはいわゆる我々の親方である、我々の一団だと

いう觀念が抜けない。水に油を入れたように融和しない。私はこういう見地からこれは不完全である、ページ、追放しなければならぬ、そういう意味なことです。それから漁業が権利を持つてゐるというのを認めても、これは今日の漁業会というものは二十年の十二月には改正されましたが、富山県の岩瀬あたりでは、その後改選しまして、字も読めないところの者で役員を占めた所がある。そうして専務というもの、文字のできる者を他から連れて来て常務をさせてゐる。どこへ行つても大抵は漁業会というものは、そう、そういう者をページしなければ本當に漁業権制度の改革はできん、かように私は思ふ。

○江熊哲翁君 漁業権制度の根本的な御意見は十分拜聴いたしました。私は少し違つた意味で具体的に一つ簡單にお答して頂ければ大変結構だと思ふのでありますが、この定置漁業権の場合の順位というものは、今のあなたのお話によれば、止むを得ずこのままやつぱり認めた方がよいのだという結論になるというように今解釈して差支ございませんか。つまり現在のこの法案で修正しておるとの優先順位というものは一応認めるより外仕方があるまいと、かようにお考えになると解釈してよいのですか。

○公述人(安居篤孝君) 定置漁業協会の代表としてさつき述べられました意見につきましては、これは九月一日付を以て日本定置漁業協会という名の下に参衆兩院の委員会に宛てて修正要望というものが提出されてゐる筈であると思ひます。當然委員各位はそれは御存じであると思ひますが、こ

の意見に對しまして私はその修正要望に對する反對意見を出したのであります。そうして各衆参兩院に差上げて置かれてあります。これで以て今ここに申されることとは全部盡きと思ひます。それをこの記録の中に入れて置いて貰いたいというのでかように申したのであります。何となれば池田さんは先にこの協会の名の下に提出されてあることをここに先に出された。池田さんの発言はその修正要望そのものであつた。それで私は反對意見をすてに出してありますから、ここに重複する必要はないが、併しながらここにやはり公述したものとして附加して頂きたいというのを、すでに池田さんも先に提出した修正要望を重複したので、それから私も敢えて重複する必要はないが、これを記録して置いて貰いたいというのであります。

○青山正一君 重ねてお尋ねいたしました。この法案はあなたのお考とは大変違つてゐるのであります。この程度の法案でも通した方がよいとお考えになりますか。

○公述人(安居篤孝君) それは先に申しました通り、非常に延び／＼でありますから、この法案に對して修正すべきところの希望といたしましては、免許料、許可料というものは或る程度行政費に廻して貰いたい。これは別に金庫制度を作るといふ構想の下に案を作つて貰いたいということが一つ、委員会の委員長選挙権、被選挙権というものはそれは二十年の十二月に水産業団法というものが改正された。その時は役員は民選であつた。上から来る選挙でなく皆選挙することにした、その後において選挙されたところの、初

めて出た者を除いてあとの役員は全部ページだ、追放するということ。選挙権も被選挙権も持たせん。そうして個人漁業権を持つてゐる者に対して、漁夫となつてゐるところの譜代の漁民、これを共にページしてしまふ。これは譜代の漁民であるかどうかということを検討するためには、協同組合というものを作つて、協同組合の總意によつて、組合の名の下に、お前はだめだ、貴様は代々譜代じやないか、やめろ、これでやつて貰いたいというのであります。この二ヶ條をせび入れて貰わなかつたや折角作つてもこの法案というものはすでに当局が心配しておられる如くに、委員会というものは相変らず休止してしまふ。漁民は愚でありますから……かような意味であります。

○江熊哲翁君 分りました。

○委員長(木下辰雄君) 外に御質問はありませんか……。御質問がないようでございますが、もうすでに十二時になりましたから、午前中はこれで休憩にしたいと思います……。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。それでは委員会は休憩とします。午後一時から再開いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(木下辰雄君) 午前中に引續いて再開いたします。

先ず京都府の田中正雄君の公述を願ひます。

○公述人(田中正雄君) 私は京都府漁業協同組合連合会の専務理事でございます。

対する意見を述べさせて頂きます。

先ず二の問題でございますが、定置漁業の範圍を水深十五メートル以内にするかしないかということにつきましては、例えば二十七メートルという案があるようでございますが、私は二十七メートル、或いはこれは三十メートルになつても構はないと思ふのでございまして、十五メートルでは余りにも小さいものでございまして、京都府の例に徴すれば、僅か二人乃至三人の漁夫を以てするに過ぎないようなものであります。これは利用価値そのものにおきましては、極めて低いものと言わなければならぬのでございまして。従ひまして、これをもう少し大きくして二十七メートル乃至三十メートル程度として、協同組合の地先海面をその組合が有機的に利用するといふことが、名実共に可能な範圍にこれを拡張することが妥當であらうと思ふのでございまして。併しながら、先程安居公述人が述べられました通り、定置漁業権と共同漁業権との重複する場合の調整につきましては、これは適切な調整方法を講じる必要があると存ずるのでございまして。

次に河川に区画漁業権以外を認めないことの可否につきましては、河川にも共同漁業権を認むべきであると思ふのでございまして。その理由いたしましては、河川漁業の發展維持のためには、増殖を行うこと、遡河魚類の繁殖保護を図ることが絶対的な要件であると思ふのであります。法案による区画漁業は増殖を前提とするものでございまして、これのみに依つては、遡河魚類の積極的な繁殖保護は期待し得ないと思ひます。特に

河川は水位或いは流速等が常に変化しますが故に、堰堤などの工作物がない河川では区画漁業すらできない実情であります。従つて殆んど河川は現在の法案のままで行きますならば、漁業権によらないところの漁業が行われまして、遡河魚類の繁殖保護は殆んど顧みられない実情に立至る虞れがあると思ふのであります。よつて河川におきまして、共同漁業権を認めて、遡河魚類の繁殖保護を図り、水面の総合的利用と生産力の発展を図るべきであると存するのであります。

尙共同漁業権を認める場合に、増殖することを条件とするか否かという問題につきましては、河川又は漁場の実情に照らして、調整委員の意見を聞いてすることを要件とするかしないかを、知事が決めればそれでいいと、かように考えるわけでありました。

次に五の問題の漁業調整委員会についての意見、これは海区調整委員会の数は一律に定数とせず、その海区の実情に照らして調整上必要とする人員を置くことができるというふうに変更して頂くことが適切だと思ひます。その理由は、調整委員は、法案に示しておられます通りに、その海区における漁業に関する事項を処理する使命を持つものであると見做す。従つてこれを民主的に而も適正に行うためには、委員の数は必ずしも一律に限定することは妥當でないと考えるのであります。

即ち河川の広さ、或いは地理的條件、又漁民の数、漁業の種類等を勘案いたしまして、知事が調整上必要と認めた数の委員を置くことができるというにすることにすれば、更に民主的に調整委員の運営が可能であると、かように

に考えるのであります。

次に免許料及び許可料の可否でございますが、私はこの免許料、許可料を何に使うかという問題を論ずる前に、根本理念をいたしまして免許料及び許可料はこれを徴収する制度を廃止せなければならぬと思ふのであります。併しなからしむを得ない場合には、少額の手数料を徴収する程度に止めて貰いたいと思ふのであります。その理由はこの法律は、第一條に示しておられます通りに、水面の総合的利用、漁業生産力の発展、漁業の民主化を目的としておるのでございます。このことは取りも直さず平和国家の漁業政策があると私は信じておるのであります。従いまして漁民が漁業を行うために漁業権を取得し、又は漁業の許可を得るということ

は、この法律の目的を果すためであり、広く申しますと、憲法の十二條に示しておられます通りに、漁民の自由と権利を濫用することなく、公共の福祉のために利用する責任を果すものであります。その責任を果す前提として漁業の権利を得る、或いは漁業の許可を得るのであります。従いましてこの場合漁民は何等特権的なものを得るというにはならないのであつて、漁民といふことは極めて当然のことであり、自然のことであると考えるのであります。よつて政府がこの漁業を行おうとする漁民に対しては、免許又は許可に際しまして特別の負担を課すべき筋合のものではないと思ふのであります。むしろこの漁民の使命を果たすためには、政府は援助を與へるべき性質のものではないかとさえ考えられるのでございます。故に免許又は許可料は徴収せず、必要があるときは免

証又は許可証を交付するのに必要なところの手数料を徴収する程度に止むべきであらうと思ふのであります。

尙補償費として徴収する必要があるというのであります。これは、これは免許料、許可料という名目の下に取ることは妥當でないでありまして、明かに補償に要する費用として徴収するといふことを明文化して徴収すべきであると思ふのであります。勿論この補償費に含んで行政費を賄うといつたことにつきましては、これは反対でございます。行政費は当然政府において賄つて頂くようにせなければならぬと思ひます。それから補償金は少くとも五ヶ年程度の期間に現金を以て交付して頂くようにして頂きたいと思ひます。それは経済情勢の変化の極めて多い現状、或いは将来においてもそういうことが予想されるのでございまして、そういう時にございまして、又協同組合に第一順位として免許を與えて、漁業を民主化して行くというときにございまして、漁民の実情は金詰りの一途に悩んでおるのでございます。こういつた状態を一日も早く緩和する一助といたしまして、この補償金等も少くとも組合が、前の組合が持つておつたような漁業権に對しましては、五ヶ年程度の間に現金を以て交付して組合の活動の育成を図るべきだと思ふのでございます。

問題に対する意見は以上でございますが、更にこの法案は速かに適正に修正せられまして、是非とも本国会において通過成立せしめられまして、現にできております協同組合に魂を入れて頂くことについて、最善の努力を拂われんことを特にお願い申し上げます。

と思ふのでございます。

○委員長(木下辰雄君) 田中公述人に対する質問がありましたら、お願いいたします。

○江熊哲翁君 なるべく速かにこの法案を通過させて漁民に魂を入れて貰いたいというお言葉がありました。ですが、公述人の方の言われるような点が多少とも実施不可能な場合において、そういうふうになされた方がよいというふうにお考えでありますか。どうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○公述人(田中正雄君) 修正意見として申し上げた点が、必ずしも通るとは考えられない場合もあるかもしれないのでございます。その場合にございまして、悪いところは今後の経験或いは実績に照らしまして、どん／＼修正して行かなければならぬと思ふのでございます。この点は、漁業法に限らず、如何なる政策におきましてもかようにでなければならぬと思ふのであります。従いまして、單に二点の問題が解決しないがために、漁業法案の通過が遅れて漁民が宙に迷うというやうなことがあることは、これは好ましくないのであります。従いまして、我々の考へている点と政府の考へておられる点と若干食い違ふところがあるといひました。根本的な問題につきましては公布しない方がましだといふふうに、大きな違いがある場合はともかくといたしまして、現在の法案の大部分については、漁民の多くは先ずこれで行かぬといふふうな意見を持つてゐる人が多いと、かように考えますので、修正意見については、できるだけ修正して頂くように御盡力を願ひ

して、只今申し上げましたような事柄において将来修正の余地があるといひました。速かに成立させて頂くことを希望いたしますのでございます。

○江熊哲翁君 よく分りました。

○千田正君 免許料及び許可料を徴収してこれを補償金に振り替へるということはお当であるという証人のお話でありました。何かこの漁場整理につきまして、補償金を然らばどういふ方法によつて生み出して行くかという御意見がありましたら伺いたいと思ひます。

○公述人(田中正雄君) 現在の漁業権の中には、持主が分れてゐるのでございます。即ち、旧漁業会が持つてゐるものと個人が持つてゐるものとあるわけでございます。従いまして、漁業会の持つてゐる漁業権というものは、これは漁業会の大切な財産であり、今後漁業会がこれを基礎にして発展して行かなければならぬ前提として漁業会がこれを獲得したものでございまして、従いまして、これらの漁業権につきましては、組合を新しく作ると同時に、同等若しくはそれ以上の漁業権をこの組合に付與いたしまして、その漁業会の生きて行く糧としなければならぬと考へるのであります。そこでこの取消した、或いは消滅する漁業権の補償金は、漁業会の場合は自分で出したものを自分で又貰うといふことになるのでございまして、根本理念から申しますならば、これはあつてもなくともよいと、むしろ漁業会の希望する漁業権を将来において獲得することが先決問題であるといふふうな考え方があろうと思ふのであります。併しながら、物権を補償するといふ旧法の制度からい

たしまして、補償金を交付するという
ことにいたしまするならば、消滅した
各漁業権の価値等に應じまして、例え
ば以西底現が止めた、残存漁業者が
これを補償するというような角度か
ら、その府県に必要なものはその府県
で賄うというふうな建前においてで
も、各漁業権にいわゆる補償費として
一定年間の間出させようということが妥
当であらうと思つております。

○江熊哲翁君 今のお話で重ねて伺
いて見たいと思つてますが、以西底
現の場合に補償すると、共助するため
に関係業者が共助金を供出し合つてや
つて行くということが、今のあなたの
お話の模様によると、そういうふう
なることが妥当のように聞き取れる点
もあるものであります。一体この補
償というものを、お互が出し合つて補
償し合つて行くということが妥当であ
るというお考えでそういうことを言
られておられるのか、その点をお伺
いをいたします。もう少し分り易く申し
ますと、外に方法を考えるか、先ずお
互が助け合つて行くという形態をと
るのが一番よいのだというお考えで言
われておられるのか、これは止むを得んから
そういうふうにするのだというお考え
で言われておられるのか、その点をお伺
いしたいのであります。

○公述人(田中正雄君) 現在の旧法の
制度から申しまするならば、国家が当
然これを補償すべき責任があると思
うのでございます。併しながら、現在の
国家情勢からいたしまして、国家に財
源がなくて、どうしても何かの形にお
いて新しく興えて行く権利に附随して
取らなければならないというふうなこ
とであるならば、只今江熊さんのお尋

ねのように、新しく権利を取る者がこ
れを補償して行かなければ止むを得ん
のではないかと考えます。

○江熊哲翁君 もう一つ、大変明快な
御説明があるので、欲が出まして伺
いて置きたいと思つてますが、現在
の定置漁業権に、御承知のように順位
があります。この順位において、漁
業協同組合が比較的高い順位に取扱
れておる。ところが漁業協同組合が、
この際順位が如何に第一位であらうか
第二位であらうか、資金なり資材の裏
付がない場合において、順位だけが高
くても、実質的に結果的に見て、結局
漁業協同組合というものは漁業権を享
有することができなくなるのではない
かというふうな話をよく我々としては
聞いておるのであります。これにつ
いてあなたはどうかというふうにお考
えになりますか。

○公述人(田中正雄君) お説の通り、
協同組合に対して第一順位を以て漁
業権を政府は與えようという途を開い
ておられますけれども、果してこれを獲
得するだけの漁業協同組合に能力があ
るかないかという問題のように伺うの
でございしますが、これは京都府の例
を申しますならば、漁業権の九九
%は漁業協同組合に持つておるので
ございします。そこで全国的なあり方から
これを判断いたしまして、果して持ち得
るかどうかということ、私は各府県
の事情を審らかにすることができない
のでございしますが、若し持ち得ない
、持つ実力がないとするならば、結
局この法案が第一順位を協同組合に與
えるということにして成立いたしまし
たと思つておられます。その場合に

は、この法案の根本理念を名実共に実
施して行くためには、漁業法を離れ
て、別途に資金を協同組合に対して何
らかの方法で貸付ける、或いは国家が
援助するという方法を別途に講じなけ
ればならない。その講ずる方法を漁業
法に織り込むというふうなこともある
かも知れませんが、それは現在の経済
情勢下において今そういう現状がある
のであつて、一旦漁業協同組合が、権利を
これを協同組合に移して努力をして行
くならば、将来においてはそういうこ
とを長く続ける必要はないと思つて
あります。一時的な現象においての
み、なんらかの方法を以てそういう勢
力のない組合に對しましては、別途の
措置を以て、資金を貸し與えるとか、
助成とか、助長する方策を考えて頂
けいというのだと考へるのであります。

○青山正一君 只今の江熊さんの問題
について、私お聴きしようと思つてお
つたものがあるのですが、その問題は
今御回答があつたので、止しにしま
して、もう一度はつきりこの席上にお
いて確めて見たいのですが、今度の漁
業法に基く優先順位というものは、別
にあつてもなくても、京都は全面的に漁
業協同組合に行くことなんです
ね。

○公述人(田中正雄君) 只今青山さん
のお尋ねの件につきましては、京都府
においては少くとも優先順位というふ
うなものがないけれども、漁業権の中九
十%、もう少し細かく申上げますなら
ば、漁業権として価値のあるような漁
業権は、全部協同組合の手に握られる
情勢にございします。

○青山正一君 それは京都とか、或い
は三重県とか、或いは若狭の一部であ
るとか、だけれども、他の府県におき
ましては、優先順位があつても、金融
とか資材の裏付けがない場合には、な
かなか協同組合に漁業権というものが
行かない、こういうわけなんです。
先程の江熊さんの御意見は……

○委員(木下辰雄君) 外に御質問が
なければ次に移ります。それでは福井
県の瀬越左エ門君に願ひます。

○公述人(瀬越左エ門君) 私は福井県
の和田村の漁業協同組合長でありま
す。漁業権問題は、当然これは協同組
合法案の発令と共に、若しくはその以
前に出るべきものと思つておつたこと
であります。これが前後しましたこと
は甚だ私遺憾に存じておるのでありま
す。併しこれも万止むを得ないとし
て、その基礎が協同組合を余り軽く
見過ぎはしないかという点があるので
あります。併し昭和二十三年の十月に
発表されましたこの第三次案、即
ち協同組合制度を認めて貰ひましたな
らば、これは非常に結構と思つてあ
ります。お尋ねの問題と少し反する
かも知れませんが、大体事務当
局においてこの漁業法、以前の漁業
組合が協同組合となり、名称は変つ
ておりますけれども、この漁業法を
してボスの存在として扱つたことが
私は誤つておるのじやないかしらんと
思つております。所によつては漁業
会そのものがボスの存在であつた
かも知れませんが、社会の下積
であつたところの漁業者が漸く人並
になつたのはこの漁業法の力であり、
これは結果として事についた結果であ
ると私は思つております。それを今薄
弱な団体にしてしまつたならば、漁村
の生命を断つと同様であり、あくまで

漁業権は農家における田地田畑のご
とく、漁民に下付すべきものであると思
うのであります。併し海は田畑のご
とく、小刻みに個人々々に分けることは
不可能でありますから、漁業協同組合
にこれを交付して、組合員が共同に利
益を得るようにして考慮せねばならん
と思つております。一部分のごとき
個人の勢力家が取得しておるものと
様に見られることは遺憾千万な次第で
あります。併し北海道のごとき未開の
土地を開拓された農家のように、未知
の海岸に移住して海を開いた関係もあ
るような所は、これは別として、
御調査の上特例を設けられてもいい
と思ひますけれども、内地においては
全然立場を異にしまして漁民即ち漁村
であり、漁村即ち漁民であると思つて
ありますので、成るべく多くの権利を漁
業協同組合に委ねることを望むもので
あります。経営者の場合におきまして
も経営、非経営に拘わらず、これを漁
業協同組合に交付されたいのであり
ます。全国におきまして、或る一方
から取りましたならば、漁業協同組合、或
いは前の漁業法はローカー式によ
うに聞えるかも知れませんが、これは漁
業経営者から酷な場代を請求して、こ
れを濫費したり、飲食したりするな
らばこれは悪いかも知れませんが、当然
国家がやらなければならぬところの漁
港であるとか、船溜りであるとか、
その他の漁村施設にまで補助というも
のが滲透してないものであります。地
元の漁業協同組合、以前の漁業法は
殆んどこれをやつていたのでありま
す。そうすると、この財源はどこに
得なければならぬのでありますので、
仮令漁業組合が又貸しをしましても、

その財源によつて今日漁村施設をやる
とすれば、決して私は悪いことではない
と思うのであります。勿論、なにかの意
見に、漁業権利者が酷な場代を取つて
経営者が引合はんというお話もありま
した。それは御尤もだと思いますけれ
ども、先ず私の地方ではこれは歩合制度
にいたしまして、無理のからん程度に
総生産額の中から幾分をこの漁業権
利者が取つておるのであります。そ
れによつて経営者が破綻するとか何と
かいう場合は私はないと思つてあり
ます。又この改正案の第二章第十四條
九項に専用漁業権ある市町村も適格性
ありという條文が入つておるように思
います。これは、こういう点は抹消
して欲しいと思つてあります。全
部協同組合に渡されて頂きたいと思
つてあります。今日の制度は金が山程
できまして田一反、畑一枚買ふこと
はできないのであります。いわゆる
農村の細張りになつたのであります。
我々はこの公海の細張りをしようとい
うのではあります。むしろ農家の次
男坊でも、散髪屋の弟でも、仕事のな
い者にはどしどし漁業をさして、一は
失業救済であり、一つは食糧増産であ
り、延いては国家的問題であります
から、それには決して異存はないので
あります。けれども、その大なる取得権
は、市町村とか何とかがいふことなし
に、如何なる慣例がありまして、こ
の際全部地元の漁業協同組合に交付す
べきが当然であると思つてあります
す。

十五メートルとすれば七尋や八尋でや
つておるところの小定置のようなもの
は殆んど無免許、無許可のあるところ
があるかも知れないと思つてあります
。これは絶対的に取締らなければなら
んものなれば三十メートルが安当で
はないかと考えますけれども、ここで
はこの許可漁業の方と定置の免許の方
との両方の連絡を取りまさんと、最前
富山県の方が仰せられましたような、
道網の如きものでやるようなことがあ
つてもいけない。その連絡が具合よう
取れんものなれば、この小定置の許可
漁業に属するものは、その深さとか、
距離とかいふ問題を抜きにして角網の
尻尾まで来るようにするの私は安当
だと思つてあります。これはまあ二
様の解釈でありますけれども……。

それから第五の調整委員会の問題で
ありますが、この制度は先ず大体にお
いて政府案でよろしいと思つますが、
成るべく海区を少なくして、この隣り
の岬まではこうであるけれども、岬を
一つ廻つたらこうだということでもなし
に、一県一つ位の調整委員会の方が私
はいいと思つてあります。

それからこの免許料とか許可料とか
いふ問題であります。勿論免許料の方
が他の権利者というか、経営者の方に移
つた場合には無論これは免許料は幾分
取らなければ、これまででも漁業会へ賃
貸料を拂つておつたのであります。漁
業協同組合に交付された場合には免許料
も要らなければ、無論補償金もこれは要
らないと思つてあります。協同組合
自体がやるものだと思つれば何もそんな
必要はないと思つてあります。それ
から許可料についてはあまりにもこれ

は、歩合とか、或いは料金の程度にも
よりますけれども、定置漁業なるもの
は一定の場所を区切つて、そこには何
人も入ることもできない、刺網も一本
釣も入ることもできない、いわゆる細
張りであります。巾着網でも、底曳
網でも、そういうものはこの海に行
くか分らない、何百里沖へ出るか分ら
ない移動性のものでありますから、そ
れから許可料を取つておつたことは本
当に矛盾ではないかと思つてあります
。そうでなくともさういふの沖合に出
るところの巾着網などの数千貫数万貫
取るものは、運搬費、販売手数料に殆
んど一割は消えてしまふし、それから
所得税事業税に一割から二割以上も消
えてしまふ。その上に許可料として相
当納める日には漁業者に入る金は殆ん
ど半減されるわけでありまして、こ
の許可漁業に対する料金というものは
全廢して貰いたいと思つてありますし
て、これを取らなければならんこと
あるならば幾分の鑑札の手数料ぐら
い程度にして、何分とか何割というよ
うなことは絶対行つて貰いたくないの
であります。大体私はこれで終りたい
と思つてあります。

○委員長(木下辰雄君) それでは漁公
述人に対する御質問がありましたら。
○田中儀儀君 漁業権の賃貸借を認め
よというふうに聞きましたが、それで
ございいますか。
○公述人(瀧左エ門君) そうであり
ます。
○青山正一君 瀧さんにちよつとお伺
いしたいと思つますが、この免許に關
して、協同組合とか、或いは個人の経営
者とか、或いは他国の経営者など、数
県に亘つて一つの免許を取れば、そう
いう場合に個人の業者に仮に免許が下
りた場合において、先程定置のお方か
らまあ漁業地先と切つても切れない関
係にあるから、そこは円満にやつて行
くだらうとか、或いは調整委員会にそ
ういつた点を十分に含めて考えて行け
ば無理なしにやつて行けるだらう、こ
ういふふうにおつしやつていたわけ
ですが、若し仮にこうした免許の問題
に關して、協同組合もその免許を出願
した、或いは個人の業者も免許を出願
したという場合において、個人に免許
の権利が行つた場合において、果して
個人の業者が今までその地先の、定置
を下した地先の漁民を全部使つてい
るかどうか、今までの例はそういう点
はどういふのですか。ちよつとお聴き
したいと思つてあります。

○公述人(瀧左エ門君) これまで
は、漁業協同組合以前の漁業権は私營
してゐるか、或いは人に貸してゐるか
で、とに角殆んど使つてゐるものと思
つてあります。それで今度も取りようによ
つては少しブローカーのように聞えるか
と思つてあります。漁業協同組合自体を
展させる面から云うとそのくらいは興
うべきものだらうと思つてあります。
○江崎哲翁君 大変御明快な御公述を
頂いて感激して拜聴いたしましたので
ありますが、こつちあなた御公述のよ
うな御意見に対しては、漁業協同組合
は加入脱退が自由であるというよう
な点からして、漁業協同組合が漁業権
を持つということが甚だ安当でないとい
う説を出す人もあるものであります。こ
れに対してあなたはどういふお考え
で、どういふことを以て御説明なさつ
てゐるのでありますか。
○公述人(瀧左エ門君) 協同組合の
加入脱退、これは明文の上から言いま
す。そうなつておりますけれども、私
は先ず昔の浦浜式と申しますか、或
いは封建的になるかも知れませんが、漁
村には当然強力な漁業協同組合がある
べきであり、又拵えるべきであると思
つてあります。ボスに支配された
り或いはその漁業協同組合の名前は名
前であるけれども、その裏には村長で
あるとか、村の何々が暗躍をするとい
うような弱いものに私はしたくない
であります。加入脱退は自由と言
へば自由でありますけれども、本當に力
あるところの、無論漁村は固よりのこ
の力あるところの私は組合を拵えた
い、又拵えなければならんといふの
で、現在県なり政府で漁村の施設を、
漁港、船溜り、或いは油タンク、船揚
場というふうなものを固なり固なりが
やつて呉れて、誰でも働けるようにな
るならば、或いは協同組合はその申
合せ団体のような何々クラブのよう
なものでもないかも知れませんが、現在
は県も政府もそこまで手が届いてお
りませんので、近い将来にはとてもこ
れは三年や五年では實現は不可能だと思
つてあります。それらの漁業者が利益を得
るところの、安心して働けることの施
設をするにはどうしても漁業協同組合
でなければならんと思つてあります。
私の所も小さい組合で人数から言
えば二百人そこそこあります。全
部これらの手で漁業協同組合の、こ
れまでの漁業会をやつておるのであり
まして、青山議員はよく御存知であり
ますが、そうした財源は殆んど政府や県
の補助を仰がず、販売手数料、それか
ら定置の漁場料、これ二つでやつてお

るのでありまして、この加入脱退が自由だからという貧弱な薄弱な組合を許可されないというのは、みずから薄弱な組合に導くのがやないか知らんと思ふのでありますが、そうして私は漁村を啓蒙して強力な組合を作りたいと思ふのであります。

○委員長(木下辰雄君) 外に御質問ありませんければ次に移ります。

○公述人(里中政吉君) 私は三重県の漁業協同組合連合会理事の里中政吉であります。

第一の点について抽象的に簡単に申し上げます。新しい漁業法が生れるというので、私の方の漁業者は改正される漁業法がどんな形で生れるかというところに深い関心を持っておりまして、そうして改正される漁業法は漁業者にとつて不利益を齎す結果のものでないのだという安心感を持つておつたのであります。言わば大きな喜びの期待を感じて見ておつたのであります。ところが昨年水産業団体が改正されまして、その説明会を各地方において開いたときに、現在議案に提案されております前の第三次案なるものが、一般漁民に公開説明されたのであります。その案を示された漁民の驚きというものは、漁民にとつて実に愕然として色を失つたような状態でありまして、それから漁村は大きな動搖を起したのであります。これがこのまま法律になつたら我々は一体どうなるのだ、生活の職場を奪われることになるのだ、こういう不安動搖が起つたのであります。そこでこうしてはおられないかというので、それ／＼浦浜では寄合会議が開かれまして、水産庁に行つてお願いに行こうとか、どにお願いに行こうという問

題が上つて参りました。水産庁の方にもお百度を踏んだような次第であります。今議案に提案されております第四案なるものも、漁業者が驚いた第三次案から見れば、多少漁業者の意向に副うような形にはなつたと思つておりますが、漁民が驚いた根本的なものは何等の改善も見えておらんと思ふのであります。即ち漁業の民主化を目的としながら、現行法より非民主的な方向を採つておるといふ点がこの法案の内容に多々盛られております。又水面の総合利用により生産を増強する目的を持つておりながら、これ又漁村を対象として考えずに、個々ばら／＼の権利を與えて、水面を部分的に分割して生産を阻害するようなことが規定されておるのであります。更に又働いても働いても楽にならん漁民から大きな免許料を徴収したしまして、漁業権をやりくりするところの機関の費用に当てんとしておるような次第であります。これらは私共の最も不満とするところであります。漁業者は、漁業法の改正は農地改革のような恰好と同じような、合通するものがあつて生まれるのじやないかと期待しておつたのであります。即ち不在地主的な存在の個人独占の漁業権があるとなれば、それを取上げて多くの漁民に共有せしめ、又特定の個人が漁業権を独占しておるような向きがあつたら、これを取上げて同様の処置を採るといつたようなことであるのだ、と考へておつたのであります。ところがこれと反対のような結果を招来するそれ／＼の條項がこの法案の内容に包蔵しておるといふことは、漁民は非常な期待を裏切られたような感を持

つておるのであります。それで私共は漁業権のすべては、浦浜に組織されますところの新しい漁業協同組合にこれを與えて貰いたい、さもなければこの法案は通して貰いたくない、かように私共は希望する者であります。

二、三の点は京都府が述べられた意見に私は全面的に賛成いたします。

四の真珠養殖を内容とするところの区劃漁業権がひび建、或はかき養殖というようなものと別箇に、第十九條で個人優先の形において認められておるのであります。この中には協同組合、いわゆる漁民の組織体である浦浜の漁民の全部を対象としない、特定の個人を対象として優先権を與えておる。この点は私共最も大きな不満とするところでありまして、この真珠漁業は一応考へて見ますと、この真珠漁業は技術が必要かのように考へるのであります。現在では資本の面においては経営者が担当しておりますけれども、技術の面はすべて漁村の子弟がこれに携つてやつておるような次第であります。経営者みずから技術の何たるか解しえないような状態であります。技術の点から見て現在の経営者でなければならぬという考への下に作られたように考へるのでございまして、その点は非常に私共誤まつておりやせんかと考へるのであります。更にこういう養殖するところの水面が、これは各浦浜の最も重要な沿岸の共同漁業も行使しなければならぬ水面であります。それが特定の個人に與えられた場合には、協同組合に與えられたところの共同漁業と抵触いたします。一方の養殖事業は一定の場所に移動せないとこの工作物を設置して漁

業を営むのでありまして、共同漁業の方では主として移動性の漁業を行うのであります。これは一定の定着性の工作物を設置する所へ共同漁業を営みに行くという場合には、権利は貰つても共同漁業権を行使することができないという事情が起つて参るのであります。水面を二段階にも三段階にも縦に分割して利用できれば別であります。そのが、そういうことは不可能であります。以上、共同漁業権を協同組合に與えて真珠の区劃漁業権を個人に與えるという場合には、そこに操業の上においてどちらが優先するかとこの二つについて摩擦が生じるだらうと考へます。これは区劃の漁業権を行うところの別の水面で、こちらは共同漁業をやる所だから別だというように区切つて行く場合には、共同漁業権といふものはその浦浜に属する水面の大部分をこの区劃漁業権に割かれてしまわなければならぬ。そうして共同漁業の水面を利用する分野といふものは非常に縮小せられる。更に区劃漁業権の権利を與えられる者は特定の少数の入であります。共同漁業権を與えられる者は先祖代々その漁村に住みますところの全部の漁民であります。そのものが全部の自分の、農村の田地に代るものと心得て漁業を今日までやつて来たところのものを特定の個人に独占せられなければならぬ、こういうような結果になるのでありまして、これでは果して第一の目的にありますが、この民主化といふことに副うていくかどうかといふ点について、私共は非常な疑問を持ち又不満を持つております。それでありまして、この真珠養殖も漁業協同組合を優先にして頂

いて、そうして現在資本の面において協同組合の力が尙足りない点、技術の面では今日は相当漁業者の子弟が資本家の従業員となつて技術を担当している關係上、これはもう絶対心配のない問題であります。資本の面において、多少今日のこの真珠養殖を全面的に活用して行こうという面においては尙遺憾の点がありますので、これには最前の公述人から申されましたように貸貸権を認めて貰う、そうして協同組合ができる範囲内においては協同組合は自營し、又自分の資本において手の届かないものは現在やつておるところの経験者によつてこれを委ねてやつて行く。そうすればこの共同漁業権を行使する上においてもその損害となるところの代償の幾部分かを区劃漁業権を貸貸するところの事業家が負担して、そうして漁業が円滑に行われるのではなないかと思ふのであります。そういうような意味合からどうしても区劃漁業権は協同組合に與えるのが至当ではないかと思ふのであります。特に三重県といたしましては關係が深いので、この点特に希望を申し上げます。

それから最後の免許料の問題であります。これは総合的に見た意見のときに申述べた通りであります。行政費を免許料によつて賄うということ、これは絶対避けて貰いたい。修正して貰いたい。更にこの五のところで、調整委員についての意見について、抜かしましたが、これは一応この方法で進んで貰つても私共はいいのではないか。その七割までが私共から選挙するところの委員によつて構成される以上、これは賛

成したい。併し知事が学識経験のある者を推薦する、この人々に対してもリコール制を認めて貰いたい、これをもう一点希望する次第であります。

結論といたしまして、この法案は私共の期待しておりました線から非常に遠い。期待しておりました反対のような結果を生むことになつておる。私共が申した点を十分取入れて貰かない以上、この法案を通過させて貰つては困ると思つてあります。私共の申上げたところの点を修正して頂くならば、この法案を通して、今回の議会を通して頂きたいと思つてあります。以上であります。

○青山正一君 今まではどうだったんですか。つまり漁業会がその漁業権を持つておつて、三木本などに賃貸して、そして漁業会の漁業者がその従業員としてやつておつた、こういうわけなんです。

○公述人(里中政吉君) そうであります。○青山正一君 それからその今まで漁業会の、つまり協同組合などの関係しておつたこの真珠関係の漁業会というのは幾つありますか、全部で……。それからそれに所屬してある従業員は大部分おられますか、漁業会に……。

○公述人(里中政吉君) 大きなところで度会で十二村位あります。それから志摩郡で十七、八村あります。○青山正一君 それでは全部で三十組合が、それに関係しておつたという、こういうわけですか。

○公述人(里中政吉君) そうであります。それに対する従業員は、戦前、戦中、戦後と、この真珠の……戦時中は生産が全然販売価値がなくなつたものでありますからして中止されたような形になつておりましたが、戦後又始めまして、今日の状態では一漁場に十五、六人位の平均ではないかと考えております。大きいところは五、六十人から百人まであります。二、三人ずつでやつておるところもあります。で、関係する漁村は三十ヶ所位であります。が、やつておる業者は二百人位と心得ております。以上であります。

○青山正一君 どうも有難うございます。○委員長(木下辰雄君) 他にありませんか。

○西山龜七君 今の御意見を承りますと、全体において修正しようなことにならないと、この法案を通して貰つては困るとかように申されましたが、あなたの御意見は日本の真珠を主体としてのことでありませんか。全体を通してやるのですか。その点を……。

○公述人(里中政吉君) 真珠が一番根本的な問題でありまして、その他にこの漁業免許料を調整費に当てるというふうなことも含まれるのであります。又、この定置漁業権もやはり協同組合に與えて頂かなければ、この法案を通して貰つては困る、こういうことも含まれております。

○西山龜七君 この面につきましては、順位が大体決まつておりますが、そういうふうな順でも尚且ついけないという、こういうのであります。○公述人(里中政吉君) 大体観念的に見まして、個人にも漁業権が與えられ、従いまして他の漁業でも、その生産する上においての技術面或いは資本面から見て、組合がやれないというよ

うな場合には、これを個人に與えるのだというふうなことも相成ると思うものであります。やはり漁業権というのは、その浦浜を中心にして、組織したところの協同組合に與えるということが、その土地に住む全部の漁業者に共有せしめることになるのであるからして、そういう工合にして頂きたいと、かように思つております。

○江籠哲翁君 現在の状態から見まして、漁業協同組合にその漁業権が、真珠養殖の権利が行つた場合に、果して漁業協同組合がこの事業を自営し得る組合は、組合総数の何割ぐらいのお見込でございますか。

○公述人(里中政吉君) 賃貸せずに自営する場合においては、現在の能力は三四〇%のものが自営できるという見通しを持つております。

○江籠哲翁君 漁業権に関する根本的なお考えについてどうというのでなく、前の沢山公述人の方々と同一の御意見のようでもあります。その点はともかくといたしまして、私共他の関係者からの、真珠養殖関係者からの陳情書を見ますという、この特殊技術というものが高度に考えられて、又この仕事の殆んど全般を左右するという観点からして、この際真珠に関する限りにおいては漁業権は協同組合にやるということは全く事実上即応しない行き方であるという強い陳情を受けておるのではありませんか、実際今承りますというものは半数以下であるということになりますと、当然の結果として漁業協同組合は漁業権を賃貸するか、或いは他の適当な共同経営の形式を採つてでも行かなくちゃならぬといったような、そ

こに矛盾の面が浮いて来るのであります。が、まあ併し、あなたのお考えの根本的なお考え方からしてそれは当然であるということにもなるのであります。が、この特殊技術というものの観点からして、殊にこの真珠養殖業が輸出品であり、早急に何とか成果を挙げたいといったような、関係業者の強い要求があるものであります。そういうような要求を何かの方法によつて充たすお見込みはついておりますか。つまり本

当の漁業法の一つの改正の狙いというのは、漁業権の民主化という主要な狙いもありますが、同時に生産の確保ということから出発いたしておるのであります。が、そういうふうな観点からしてですね、この真珠養殖業の本当の成果を挙げるという上から見て、漁業協同組合がそういう場合何にか適当な方法が考えられるのであります。うか。

○公述人(里中政吉君) 今までの真珠が發展して来た経過を御覧になつて頂くとよく分ると思つております。今日までこの漁業権は以前の漁業会、漁業協同組合に與えられて、更に漁業協同組合にこれが引継がれた。この間において現在日本で有名な真珠王とも言われる三木本さんがここに生れておる。その外多数の真珠業者がここに生れておる。そして、日本に生れておるのではありませんか。そうして日本の真珠は海外に輸出されて、その真価を認められておる。現在の現行法、いわゆる漁業会にこの権利を與えておいて、現在のこの真珠というものが發展した事実、ここに厳然としてあるのではありません。然るにこの現在厳然としてこの真珠が、ここまで發展して来た、これは個人が権利を持つ

て發展して来たのではなく、漁業会で持つて發展して来たのであります。そしてその漁業権を、個人、又漁業会自体も自営したところもあります。が、共にこれを自主的な方法においてこの調整を図つていつて、初めてここに真珠というものの真価が認められておるのであります。この事実を私は無視することはできません。然るに今後、現在の形のようなことでいつて、漁業協同組合に権利を與えたならば、この真珠はどうなるのだというふうな考え方は、過去の事実を否定するものだと思つておる。事実において漁業会に権利を與えておるならば、今日の成果を見ておるのであります。

もう一つ問題になりますのは、これを個人に與えたならば、若しそういう考え方があつたとして、三木本一人に與えておつたとするならば、外に與える余地がないわけである。何ヶ年の間は現在の現行法から見れば……。然るに今日何百人の真珠業者が出て来て、三木本を凌駕するような良品をどんどん作つておる。ここ三年間……。

去年あたりからできたものは、過去のものよりも優秀なもので、立派な成果をあげておるものがある。而してこの漁業会が持つておるというところは、この水面を解放して、機会均等の立場でその浦浜における技術を持つて、又資本を持つて自由にやらしてやる。だから新らしくどん／＼とその研究者も、又それをやらうと思つる人も自由にやれる。そして多くの真珠業者ができて来たわけでありまして、今度これを五年間個人に與えたならば、現在経験ある者だけが貰つて、五年間というものは閉鎖

するわけですが。どんな猟師がやろうと
してもできない。これは、協同組合が
持つておれば、適当にこの水面を分割
して、それ／＼又後からやりやうい人
にやらす。先きの方で失敗して行け
ば、それは止めて、漁業組合に帰つて
来る。それを次のやりやうという人に
やらすという自主的な、この調整が図
れると思ふのであります。ところが個
人は自分だけが儲けておいて、後から
来る者には渡さない、独占しようとい
う腹で陳情して来ておる、そうして又
この漁業をやるのは、單に内水面では
ありませんけれども、重要な協同漁業と
なれば、ただ真珠をやつて生産するだ
けではなく、それを凌駕するだけの外
から漁獲が挙がるのです。協同漁業を
行使する上においてはそれより以上の
ものが挙る。然るにこれを個人に筏を
敷設して工作物を敷設してしまつたな
らば、果してその者が自分の個人の権
利だといふので、協同漁業をやらずか
どうか、そこに一つの問題が私は軋轢
が起ると思ふ。漁業協同組合がやるな
らば、今日は「このしろ」がとれるから、
そつちで引取つて呉れ。今日は何を曳
くから、こつちに場所があるからこつ
ちに来いというように話合ひをつけ
て、こういう場合にはこう、こういう
場合にはこうと話合ひをつけて、それ
は貸貸したり……貸貸といつたところ
で微々たるものです。使用料です。そ
のために真珠業者は、御覽なさい、大
きな家を建てて漁村でも一番立派な金
持ちです。この人らに追い付く者はど
こにもありやしない。漁師が自分らの
ものを地主的な形において彼らに搾取
されておるのであるが、その考えは全
然駄目です。外の漁業を邪魔されると

ころの、その中のほんの一部分の犠牲
に対する報酬を貰つておるに過ぎな
い。それだから無理に、村にそれだけ
の漁業家をおいて発展させなければい
かんというので、あらゆる面に協力し
て、それでやらして、子弟も進んでそ
の方面に安く労力を提供するようにな
るとかいうようなことになりなす、と
初めてこれが成立つて来ると思いま
す。然るに今日ちよつと自分が良くな
つて来たからこれを独占して、後から
出て来た者は締め出してやる。今そう
いうことを主張する人は二三年前にで
き上つて来た人です。その二三年前に
でき上つた人が御本本その他二十三人
の人を締め出すことを考えて、こうい
うことを政府に願つて、こういう法律
を作つたとすれば、自分たちは今日そ
んな立場にはなれない。そういうふう
に門戸を閉鎖して、そうして多くの漁
民のやろうとするところの意思のある
者をそれから締め出すという一つの法
案に過ぎないのでありますから、その
点一つ御承知を願います。

○委員長(木下辰雄君) 時間も過ぎま
したので、次に移ります。栃木県の郡
司留吉君。
○公述人(郡司留吉君) 本問題につ
きまして全国内水面漁業団体中央会を代
表いたしまして意見を陳述することを
得ましたことを非常に感謝する次第で
あります。

第一の問題はこれを二に分ける
ことができると思ひます。即ち法案に
対し総合的立場から見た可否、漁業権
制度の問題、こう二つに分けますな
らば、私はこの法案は、第五国会を通
した漁業協同組合に即したところの法
律を作らんとするものであつて、突戸

さん或いは安居さんの言葉を借りて言
うならば、独占事業の下に従来の封建
的隷属性を余儀なくされておりました
ころの漁民を解放し、漁業の民主化を
促進すると共に、水面の高度利用によ
つて我が国の経済再建を図らんとする
ものであるから、この法案の趣旨には
全面的に賛成いたします。

併し私は内水面の立場から申上げま
すならば、この法案の中には内水面関
係事項といふものは僅かに数條にしか
過ぎません。内水面の特殊性を生かし
ておりません。全国の河川、湖沼、池
中養殖等、これらは戦後におきまして
大なる発展を遂げまして、全国的に概
観するならば、その魚族の生懐という
ものは実に四千万貫以上であると言わ
れております。それから年産産額とし
ては約二千万貫以上、全額は見れば
三十億以上も突破しておるといふふう
に考えられるのであります。海なし地
方における蛋白質の給源として、實際
に社会に應ずるの態勢を今日整えてお
ります。そうして政治経済を通じて、政
府と直結して、そうして今後における
ところの内水面の発達に一大努力を注
がんとしておるときに、政府はこれに
対して余りにも閑却しておるといふこ
とが言ひ得ると思ふのであります。

現行漁業法及び改正せんとする漁業
法案におきましても、海水面と同一に
内水面が規制されておき、内水面の特
殊性を考慮したならば、もう少し内水
面は政治的にも経済的にも非常なる進
展をするのではないかと、言ひ得るこ
とが言ひ得るでございします。何故に内水面
を海水面と別に規制されなければなら
ないのか、同一でなく、別にしなければ
ならないのか、その理由は何かと申

しますれば、海水面にはこの法案第六
條に見る如く、秩序整然たる漁業が行
われておる。漁場が廣大であつて、従
つて漁獲の規模も大であります。そう
して又漁獲が主であつて、繁殖保護は
従であるといふことも言ひ得ると思ひ
ます。それから漁業者の主体という
ものが全部専業者であつて、従つて取締
の面が非常に簡単にでき得るというこ
とが一つの海水面における特殊性であ
るといふことが言ひ得るのであります。

それから内水面におきましては、河
川、湖沼等は、一定に限られたとこ
ろの水面で許可をしますので、あつ
て、漁法も規模においても海のそれと
は全然異つております。従つて漁獲者
の密度といふものが非常に大である。
いわゆる水のある所は如何なる所でも
魚族がおると、従つて漁獲者のない
所は殆んどない。女でも子供でも誰で
も漁獲ができる。そうして又、そうい
うふうな内水面の事情にあるからし
て、そこには海のそれのごとくに中間
搾取的機関といふものが一つもない
といふことが言ひ得るのであります。そ
れで内水面におきましては、河川、湖
沼その他におきましても、これは繁殖
法が主であつて、採捕は従である。こ
れを採捕を主にするといふことになり
ますならば、魚族は一年を出ずして絶
滅してしまうといふことは完全に言ひ
得るのであります。故に繁殖法の施設
を行わなかつたならば、内水面の魚獲
といふものが絶対に上りませんし、生
産も上らない。更に漁業者を分類いた
しますならば、年間副業者は僅かに
二〇％、季節副業者が三五％、遊漁者
が四〇％という相当大巾の役割をなし
ております。専業者といふものは僅か

わなといふところの漁業協同組合といふものは、これは現実の問題として成立しない。現在この漁業協同組合の成否如何を繞つてこの漁業協同組合といふものの設立といふものが進捗してない。この事實ははつきりと証明することができなものである。内水面において漁業協同組合を生かさんとするならば、第一に共同漁業権を免許するの漁業法たらしめて頂かなければならないのであります。

尙この漁業制度の問題に對しましては、共同漁業権を認めて頂くという問題に對しましては、更に委員長の手許に陳情して置きました趣意書を見て頂きたいのであります。一応これを皆さんの御参考に見上げて見たいと思ひます。

「内水面漁業協同組合に共同漁業権を與えよ。内水面漁業法は当初漁業権を以て發行し料金を徴收し繁殖保護に當つたのであるが、魚族は減少する許り経費加重となり其の效果殆ど見るべきものなく昭和初年に於て現行漁業法に改め一河川單位に漁業組合を構成させ専用漁業権を與えたのである。その當時は地方ボスの手に利用せられ漁民の意志は反映せず、加うるに終戦前後に於ける社会秩序の混乱と共に公然行われたる違反漁業（電気、毒物、爆発物）に依り小河川に至るまで密漁濫獲の結果は魚族根絶の状態に陥り、荒廢其の極に達せる河川に對し吾々漁民は復興の一日も早からん事を念願しつつありし処、水産団体法施行と共に逐次漁業法の改組に當り、ボスの勢力を一掃し一大改革が断行せられ民主主義の下漁民自らの力を結集し漁業秩序の確立を呼び天然孵化を強化し、人工孵

化場を増設して魚類の繁殖保護を拡大し各種魚族の放流を倍化するとともに、違反漁業密漁の一掃に努め魚族の培養増産に全力を傾倒したたのである。然して各県下に於いては漁業団体を結合連合会を結成し、各河川の特殊性を活かし増殖産事業を積極的展開した結果本年度の如く淡水魚の大増産となり海なし地方の蛋白質の給源として其の本領を發揮するに至つたのである。これ偏に吾等漁民に與えられたる天與の漁業権を漁民自らの力において最高度に運営し以て漁業秩序を確立せられたからである。然るところ改正漁業法案が第五国会に提出となり現在尙審議継続中であります。

改正せんとする漁業法に（海水面は漁業権を免許する）
第一二七條（内水面漁業法参照）には吾等漁民に與えられたる専用漁業権を剝奪し漁民の權利を蹂躪し税金の対象たらんとする法案を敢て制定せんとしているこれ即ち民権を尊重せざる憲法違反なりと謂ふ可し。

第一二八條料金の定めに當つては綜合檢討するに高率料金を免れず公吏の増加人員の加重等により増殖事業は必然的に不可能ならしめ折角民主化せられたる漁業団体は自主性を失ひ權利なき協同組合は之れ亦成立せず漁業秩序が再び乱れ密漁、濫獲、違反漁法は公然と行われ責任者なき河川は再び荒廢し魚族根絶は免れず漁民の生活は破壊せられ終戦後の如き河川混乱は免れざる状態に陥ること明かなり。斯くの如き内水面漁業法案こそワツシヨ的專制政治の再来以外の何物でもない。所謂權力に依つて漁民の權利を剝奪する非民主的改悪法案と謂わざるを得ぬ。

漁民自ら犠牲を拂ひ熱情を結集して確立した漁業秩序を破壊せんとするこの法案に對し断乎として反對せざるを得ぬ。吾々は政府に對し現存する漁業権をやがて結成さるべき漁業協同組合に與える法令たらしむると共に海なし地方の蛋白質の給源たる淡水魚の増殖機関たらしめ日本再建に貢獻する漁民としての責任を果せられん事を政府に要請せんとするものである。」

これが我々が漁業権を、是非ともこの法案の中に漁業権を内水面に與えたいという法案を、これに入れて頂きたいというのがこの漁業権問題に對する我々の主張するところであります。かくのごとき法案が改めて整理されるということによつて、内水面関係は政府提案の根本趣旨に即するところの法令になるであろうことを、私は約束することができるのでございいます。

以下二より六迄の問題であります。が、審議継続中の改正漁業法案に修正を加えて現実を解決しようとするこの行き方にしては、我々はいくつかの内水面の單行漁業法の立法化する運動を今後起して行きたいと思ひます。そのためには内水面單行漁業法の立法化する、その間の法律を一応修正してこれを認めてやつて行くより外に方法がないのではないか、こういうふうに我々考へて参つて来たものであります。が、先ず修正を加えるならば、それは非常に簡單な方法で修正が加えられるのではないかというように考へております。これは暫定的ないわゆる法として、一つ取扱つて頂きたい。そうして漁民的には更に二十五年に出来なければ二十六年にというようにして、内水面の單行漁業法を一

つ立法化して頂いて、そうしてこれを以て更に内水面漁民の責任を社会的の責任を、一果さして頂きたい。そうして日本のいわゆる經濟再建に一大協力をして頂けるような方法を講じて頂きたい。この暫定的ないわゆるこの法律に織り込んで頂きたいというものは、この漁業制度案に關する点をこの法案の中に、二十六頁であります。五の六に中央漁業調整審議会というものがあつて、その中央漁業調整審議会に内水面の指導機關といふものがここに織り込まれておるかどうかが、これを我々は余りにもそれを見るのができないのです。それで實際において海水面と内水面では鯨と鯨程も違ひがあらうから、我々はこれを鯨や鯨くらゐの大きさにもつて行かなければならぬ、それもつて行かなくちゃならぬのでありますから、是非ともこれを中央漁業調整審議会に、内水面のいわゆる調整委員會を特に獨立して作つて頂きたいといふことを要請したいので

す。これは漁民委員七、学藝委員を三、漁業団体の推薦により農林大臣がこれを申請し内閣總理大臣がこれを任命する、こういうことを一つ入れて頂きたい。時間がありませんので簡単に申し上げますが、漁業調整委員會のことは、これは内水面においては漁業管理委員會に屬するものでありますので、當委員會の機構、構成、権限等も、先ず現在止むを得ないであらう。併しこの施行に當つて繁殖法に障害を来たすような定評等のある漁業關係委員會であつたならば、これは我々は反對しなればならぬといふことになつて来るわけでございます。

更に申し上げたいことは漁業監督公務員の問題であります。これは七十員の問題であります。これが一つ内水面には適用させたくないというのが我々の考へでございます。いわゆる内水面はこれを行うとするならば大なる人員と費用を要します。故にこれは傍に持つて行つて、この漁業監督公務員といふ第七十四條の末へ持つて行つて、但し、内水面においては漁業団体の申請し、内水面管理委員會が必要と認めたる場合にはこの規定を適用することができるといふように挿入して頂きたい、こういうふうな考へております。

それから改正漁業法案の八にもつていつて内水面漁業となつております。これに對しましては一を削除して二を一に改めて、内水面においては共同漁業権及び区劃漁業権を、漁業協同組合に免許することができると、こういうふうな一つ御訂正を願ひたいと思ひます。

○委員長（木下辰雄君） 大分時間が進みましたから……
○公述人（群司留君） 後は免許料に許可料の問題でございますが、これは根本理念におきましては、やはり田中さんと同じような意見でございます。が、併し現在の政府財政におきましては、これもなか／＼止むを得ないことであるから、免許料、許可料の問題は、これは二十四年度に徴收いたしましたところの免許料、許可料、その範圍を出でない程度においてこれを徴收することを我々は認めるを得ないといふように結論を持つて参りましたので、その点をよく考慮して頂きたい。それに対しては中央調整審議会にです、ね、この内水面のいわゆる單独審議機關を一つ作つて頂きたいということ

規則で取締られることになると思ひます。併し罰則がそれでは非常に軽くなるのでありますから、我々の希望といたしましては、そのような電気に関するような部分もできるならば嚴重に処罰することをこの法律で規定して頂きたいと思ひます。それからこれはやや他の法律にも関係することかも知れませんが、この法律の中にも、例えばその中を遡行いたします魚類等の邪魔になるような工作物は取除くことができるという規定がありますが、併し逆に、例えば水力電気のために堰堤を作りまして、そのために魚の遡行するこ

最後に申し加えておきますが、実は内水面における漁業に従事しておられるいわゆる職業漁業の方であります。これは多くは片手間の漁業であるばかりでなく、その数も約二十万くらいというところであります。併しながらスポーツ釣師の数は、これは統計も何もありませんので分りませんが、如何に少く見積りましても百万を以て数える、何百万の人間のことであります。それに対する健康娛樂に関する問題でありますから、その点について十分の御了解を得たいと存じます。これで終ります。

漁業以外の他の法律になっておりますが、併し現状においてはその作り方が非常に不完全でありまして、ただ申訳す宮城でございます。

は旧漁業会の会長がそのまま協同組合の組合長になつております。現在におきまして、旧県水産業会が県漁連の組織を持つに至つておりますが、その六割までは旧県水の会長であります。このような現象は、実に漁村の現在の意識の段階を雄弁に物語るものであります。そこで、私たちが漁業調整委員会に本当に漁民的な要素が、民主的な要素が期待できるであろうか、この疑問を持たざるを得ないのであります。といたしますと、こういう大切な問題を処理いたします調整委員会に対して、我々はできるだけ漁民的な、少くとも今日の貧困を極めておる漁民生活に活を入れるような漁場の再割當をしてくれる調整委員が出せるような条件を先ず考えなければなりません。その点は、法律に要求するに對しては、これは組織と選挙の方法を先ず考へて見る必要があるかと思ひます。今度の法案によりますと、最初には市町村調整委員会が予定されていたようでありますが、最終のこの法案にはこれが全然欠けております。そのために海区調整委員会での問題は、動もすれば部落対部落、乃至は村落対村落の争ひを生み出しまして、そうして自己の部落の中にある封建的な、即ち漁民の生活をむしろ圧迫し、邪魔をしているような階層との間に対立を見ることなく、それがすつかり部落対立にすり換えられる危険性があるのであります。むしろ漁民を自覺せしめるということのためには、一番彼等が事情を知つている自分の村うちのこと、或いは自村の祖先漁場の使用の關係をめぐつての不合理を是正することによつて漁民を自覺さして、初めて漁民は民主的な角度に

一七

この意見が勇敢に調整委員会の場において論議され、この論議の上に日本の漁業の再割当が行われるのが妥当かと思ふのであります。この点におきましてよろしく農地改革の事例を参考とすべきかと存じます。

それから第二にこの法律案の致命的の欠陥は、漁業権漁業につきましては、非常に煩瑣に細かく書かれております。ところが現在の日本の漁業を左右いたしますのは実は沿岸漁業でなくして、沖合遠洋漁業が日本漁業の重点なのであります。これらの内地沖合遠洋漁業に対しては何らの規制がないと言つてもいいほどの法律案はすげないものであります。僅かに沖合漁業に對しましては五十二條に指定遠洋漁業を規定し、更に六十五條におきまして、これは左の許可漁業の規制を省令若しくは規則を以て定めることができるといふことに相成つておるようであります。私達ここで一番強調したい点は、過去の漁業制度が非常に封建的でありボス的であつたといふことは、漁業界の上層部と官僚支配とが結託して来たところにも漁業制度の非常に不備欠陥があるのであります。日本漁業の一番重点を占めます許可漁業の部分を官庁の権限内に止めて置くというが如きはこれは十分考え直さなければならぬ点と思ふのであります。勿論これらにつきまして調整委員会乃至は中央漁業審議会がタッチするとおしやるでありましようが、併しこれはいづれも私が先程から憂慮をいたしておる形において選挙されるでありましよう。そのような不十分なものが持つております権限なるものは、單なる諸機関であつて、他は官庁乃至は主務大

臣の権限事項なのでありますから、この点は十分にお考え置きを願ひたいのであります。若干数字に亘つて恐縮であります。数字を申し上げますと、戦前におきまして定置漁業、区劃漁業、専用漁業のいわゆる漁業権漁業によります漁獲高は五〇%であります。内地沖合漁業を加えた場合は二五%、外地漁業、及び海洋漁業の漁獲高は二五%という比率になつておるのであります。ところが戦後の漁業は抜本的に変つております。外地及び海洋漁業の占めております二五%はそのまま内地沖合に集結しておるのであります。而も限られた漁場の中にこの二五%が押込められておるのでありますから、日本の沿岸漁業は非常に危殆に瀕しておる。漁民生活の苦しい点は實にここに掛かつておるのであります。不獲という状態、いろ／＼漁民の生活を圧迫いたしますものは政治経済上のいろいろなものもありましようが、この不獲を基本にしておる。この不獲の現われと申しますのは、即ち沖合遠洋漁業と沿岸漁業とのバランスの失われた形において操業されて、資源の日々枯渇して行く状態から来ておると思ふのであります。その要点を考えますと、いかにいたしましてこの許可漁業に對しましては十分な規制をこの法律案の中に盛り込んで置く必要が私にはあると思ひます。更にこれらはいかに盛り込むかといふことについては後段御質問があればお答えいたしますが、一言附加えませんが、漁業権漁業にこ

り現在の経済情勢の中では適当に処分される抜け道の方が多過ぎるのだといふことを附加えて置きたいのです。第三に共同漁業権の問題について申し上げますが、予定されておりました共同漁業権の第一種の漁獲高は現行の専用漁業権の漁獲高のうち、金額で申しますと根付漁業の方はわずかに三十%のものであります。これは昨年七月の漁業センサス統計でございますが、すなわち漁民の最も重大な関心がありますこの専用漁業権の漁獲高の七割が解放されるのであります。この解放されるものがそのまま漁民に還元されるならば問題はございません。ところが先程申しましたように、日本の沿岸漁場が最も近接して能力のある沖合遠洋漁業が稼働し、しば／＼沿岸漁場の中へまで専用漁業権の内容の中にまで入りこんでいるのであります。そこで底曳機帆船の禁止線突破の問題が漁村の今日の最も大きな問題であります。これがこのような状態を考へてみた時に、解放されます七割の中、だれが見ても憂慮に堪えない点はおそらくこれらのものは漁民それ自体に有効適切に幸いするために解放されるのでなくて、むしろ漁民より高い者に捧げるといふ状態といふものは、そのような意味におきまして共同漁業権の内容は、少くとも現行の専用漁業権の内容に等しい内容を持つ必要があると思ふのであります。更にこの点について附加しておきたいことは、この専用漁業権を解放する意図の中には、旧幕時代からのいろいろな特權的慣行をそのまま温存しておるのを一度に御破算にするというような政治的意図のよ

うであります。この点につきましては私も賛成であります。従ひましてこのようなことで、すなわち持てる浦浜と持たざる浦浜の不合理な漁民生活の突体、その村の漁場の依存度を勘案してこれを再割当をするといふことに法律の上では明文化する。あるいは調整委員会の運営をかうに規定すること、実はここで持てる浦浜と持たざる浦浜にもすべてを與えるといふのではない、半農漁村純粹漁村等のそれ／＼の村の国民への依存度によつてこれを調整して行く方策を考えてみたい。それからざれば折角の解放は漁民への解放とは逆になるだらうといふことを申し上げておきます。

第三に定置漁業について若干触れたのであります。私は定置漁業を申し上げます前に、企業漁業権その他の漁業権を含めての基本的漁業権を先に申上げた。沿岸秩序を維持するものは生産者たる漁民であります。漁場の秩序はむしろ戦後政府の無方針なる許可方針、経営方針のために荒されております。荒しておるものはむしろ経営的企業家であります。かような意味から申しまして、定置漁業に優先順位を付けて誰、彼に與えるといふことは論議する必要はないと思ひます。併し私は若干触れて置かなければならない点は、いわゆる漁業権を組合有にいたしまして、十六條の優先順位の六項の四のごとく、漁業権は持つてはいるが、併し当該漁業に従事するものは三分の二以上の常時職員でなければならぬといふ規定が存在する限りは、協同組合に權利をやつても現実に経営できないで、経営能力のない小組合でしかないといふような変な形になつて参りますので、かような條文は一切省略すべきだと思ひます。更にもう一二他の公述人に関連しまして申上げたいと思ひます。例えば特定の従業者の村張、これは非常に変な立場のものが多く、むしろ非漁民が漁民を道具にしておるといふような組合さえ多々あるものでありますから、これらのものは一番最初に申上げました協同組合第一義的の原則によつて削除されるべきだと思います。このような原則が確立いたしますならば、身網水深十五メートルその他の條件はどうでもいいと思ひます。ともかく私が主張したいのは協同組合にだけやればいいので、現行の適格性その他を審査いたしまして、社会的な労働法規、例えば労働組合法、基準法、或いは労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、失業保険法、こういうような社会法規を採用して経営しておる経営者といふものは定置漁業には恐ろしいといつてもいいと思ひます。まずその点から見まして漁民たちが共同経営することが一番正しい、漁業権の共同組合への帰属が原則であるといふ建前からいたしますならば、漁業について特例的な措置を設けることはいかかと思ひます。かような意味から十九條の二項は削除されるべきものである。これらのものは漁業組合に持たして、そうして漁業組合の組合員に行使せしめるという考えであつて、経験によつてこれらの構成が左右されることは馬鹿々々しいと思ひます。むしろこの條文は、言いかえるならば経験という資本能力あるものにこれを與えるといふ條文に我々は聞えるのであります。そのようなことが法律案の中に織り込まれるについて

は、本公述人は反対の意見を持つものであると、こういうふうに考えております。

沢山中上したい点がありますが、時間を超えてしましても何ですから、結論的にもう一つ申し上げます。免許料のことで、これらにつきましては現在の漁業権から割当しようという時代です。当然憲法の条文から言っても若干の補償をしなければならぬ。これらのものの補償は漁業権は協同組合に行くのだという原則さえ決まらずに、漁民側はこれを要求したままに、併し法律上の見地から但し補償料を出しにすれば至極結構である。従つてこれを再割当する場合に許可料、免許料は取る性質のものではない。

更にもう一つだけ附加したい。許可漁業で言ひ落したので申上りたいのであります。政府の見解によりまして、漸次法令を以て、即ち六十五條のあれを以てブロック毎に年限が来たものから再調整すると言つておりますが、今の漁業の事情を申上げますと、沖合漁業のものは、弊害が出ると言う立場からこれを一律に再調整するような英断を、本委員会においてお採り下さることを私は好ましいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 何か外に御質問ありませんか。

○青山正一君 一つ宮城証人に頭のことでお答え願ひたいと思ひます。それは今度の漁業法には不在地主的な建前のもので非常に排除するといふような行き方で進んでおります。ところが、この協同組合の賃貸でやつてゐる者もこれは不在地主じゃないかといふふうに同一視してゐる向きも相当あるように思われますが、その点について一つお話し願ひたいと思ひます。

○公述人(宮城雄太郎君) この問題は、実はこの協同組合に漁業権を持たせている真の意義の理解の足りない点から来ているのではないかと私は思ふのであります。漁業協同組合が権利を持つ限りにおいては、その協同組合が組合員の協同の力を伸ばして行くといふ建前で持つてゐるのでありますから、これが賃貸されようがされまいに拘らず、不在権者のものではないと私は思ふのであります。

○委員長(木下辰雄君) 外にありませんか。

○江熊哲翁君 今科学的に分析された御意見を拜聴して、平素私個人として考へておることに余り大きな誤りになつたといふことを発見したやうなわけでありまして、併し、この法律を今私共がこの国会に何とかして通過せしめなくてはならないといふたやうな運命的なものを持つてゐるのであります。その際において、あなたはどの程度の修正ならば自分としては納得するであろうといふことを考へてゐるのか。その事実を簡単に願ひたいと思ひます。

○公述人(宮城雄太郎君) 本国会が他から圧力を受けてゐるならそれは別でありまして、少くとも漁民の圧力を身近にお感じになる限りにおいては、本公述人は職掌柄いゝな漁民にタッチしておられますので、漁民のすべてが私の意見と同一だとは私は申し上げ兼ねますが、併し少くとも最も貧困な漁民諸君は、この改革の中途半端なものを毛嫌ひいたしてあります。本能的に嫌つてあります。先ず第一番に、

漁業協同組合に漁業権が来ると言つても、経営能力が俺達にはないのだと、この場合に先ず絶望してあります。如何に漁業協同組合に権利があつても、これを利用してのむしろ法律の問題でなく政治の問題である私は常に主張するのであります。これすら理解できない程失望してあります。この失望している者にどんな形のものでもよいから與えたらよいのかといふ点については、私はそういう妥協はすべきではなくて、本質は本質として漁民に見せるべきだといふ立場から、本公述人が公述いたしました形が貫徹しないなら、私個人の考へに於いては、お通しになるべきではないか、こう私は考へます。

○委員長(木下辰雄君) 外にありませんか。

○公述人(鯨岡稔夫君) 私は鯨岡でございます。漁業経営者連盟の一職員であります。お断りしておきますが、これから公述いたしますことは、私の全く個人的な考へでございます。質問中の第一と第五、第六、この三点についていささか私見を述べさせていただきます。

先ず第一点でございますが、これについて過般大日本水産会の主催でもつて、衆参両院の議員諸公と民主団体との間で、漁業制度改革、漁区の拡張、補給金の打ち切り、そいつた問題について懇談会を開いたことがございます。その席上で衆議院の某議員が改正漁業法について、漁業の生産力の発展と漁業の民主化といふものは両立しない、絶対に両立せんといふやうな暴論を吐いて、民主団体から絶反響を喰つ

たことを記憶しておりますが、併しこの非常な反動的な考へ方は、独りこの某議員だけの例外的な見解じやなくて、爾後の漁業法の審議経過を通じて判明したのでございまして、これは恰も海面に出てゐる氷山の一角でありまして、この反動的な考へ方は、政府の一部においても、又衆議院においては現在非常に大きな固まりとなつて、具体的に表現しますれば、衆議院の小委員会案なるものを以てGHQに目下喰ひ下つておるやうであります。私は結論から申上げますと、この漁業の民主化と漁業の生産力の向上、生産力の発展といふものは両立する。否れどころではなく、漁業の民主化なくしては漁業の発展といふものは絶対にあり得ない。これはひとり漁業のみならず、社会万般のことについても、民主化と生産力の発展、こいつたものは両立する。こいつたことは古今東西の史実に照して見ても明白々々である。ただ似て非なるえせ民主化と生産力の発展といふものは両立しない。こいつたことは申すまでもありません。例の衆議院の小委員会案においては、不在地主的な権利者、或いは理由のないところの休業、或いは不当なる集中、或いは不当なる慣行並びに適格性のないところの漁業権については調整すると、それ以外は全部現在のままでよいと、いわば政府の原案を根本的に骨抜きにして、時代錯誤的な現行漁業法をそのままにして置けと、別な言葉で以て表現すれば、漁村の封建的な勢力をそのまま温存して置くといふやうな、実に驚くべき反動的な修正案が衆議院において現在作られ、GHQに喰ひ下つておるといふことを聞いております。そ

の点参議院の方の漁業法の審議経過は、非常に傾向のよい方が沢山おられまして、大分進行がよいやうに聞いて、私としては非常に喜んでおります。併し又参議院の方でも、この政府の原案を成るべくいじらんで、そつくりこのままやつてしまへといふやうな、見方によると非常に意氣地ないやうにも思ひます。併し、衆議院みたいな無茶苦茶な反動的な動き方よりは、總体的には私はよい感じがいたしております。併しこの政府原案について、問題は、生産力の発展、民主化といふことを政府の原案でただ口頭禪に終らせないで、名実共にこれを徹底して行かなくちやいかんじやないかといふふうに考へております。それで先程宮城公述人からも出ましたやうに、現行漁業法のままで、或いは衆議院の小委員会案のやうなふに行けば、結局は協同組合に管理権を與えても、実質的には従来のボスが漁業権をそのまま握つて、結局は漁業の民主化といふものはならん。言葉を変えていへば、生産力は上らん、ボスの見るところの生産力は上つて来るかも知れませんが、真の意味の生産力は上らんといふことになる。それから改正政府案のごとく、自営をしないものには協同組合に與えんといふことになれば、先程宮城委員がいうやうに、この漁業権は一体誰に帰属するかといふことは、これは問題なく資本のある連中に漁業権といふものは皆帰属して行つてしまふ。それから共同漁業権の解放といふものについても、これは外に大きな枠が嵌められればどうしても中に入つて来る、そうするとこれの大きな犠牲者になるのは誰かといふことになる、定置漁業

権についても、共同漁業権についても、漁業権を収奪されているのは誰か、漁民が収奪していることになる。こういう意味で、一口に言つて今度の政府の改正案ですら、政府の案は完全に漁民から漁業権を収奪する悪法であるということを断言して憚らないのであります。

次は第五の漁業調整委員会についての意見を少々述べて置きますが、この漁業調整委員会というものは、申すまでもなく新しいところの漁業秩序を作つて行く、漁民の総意で作つて行く、その場合に具体的にこの調整委員会がそれを決めて行くということになります。問題は、この機能、それからこの構成の仕方、即ちこれをどういうふうにして、どんな形によつてこれを構成されるかというこの選出の仕方、これが非常に問題となりま

これは宮城委員からもお話があつたように、これは非常に問題であります。これはあくまでもこの延べ選挙は止めて、その調整委員会或いは審議会の段階に於いて、やはり業種別或いは階層別のものを採り入れて、そうしてこの選挙をして行かなければ、その調整委員会というものは本當の設けた意味がなくなる。それから冒頭に述べた協同組合

にあらゆる漁業権を持たした場合、その管理については市町村に漁業調整委員会を設けて、そうしてこの調整委員会がその管理に當つて行く。それから海区或いは連合会、それから中央、そして市町村は階層別にして、それ以外に業種別と階層別、こういつたような分け方で調整委員を選んで行く。さもなくば漁業労働者なり、零細なる漁民というものは、この委員会に出ることもできないし、そうして結局漁民のためにこの委員会というものは運用されないというようなことは、初めから分り切つたことであります。それから第六の免許料及び許可料の可否について申述べます。これは結論から申しますと、免許料及び許可料は一切取らんとすることに願ひしたいと思ひます。これは御承知のように、現在の漁業者が如何に安い魚と高い資材、殊に今度の資材の補給金の打切によつて如何に資産割れになるかということ、これは補給金の撤廃について相当政治問題化したことによつても分るやうに、それから現在の魚がどのくらいを割つて、こういつたところ

でも、それからこういつた免許料においても、例えば国税においては日本の漁業の九〇・二%を占めるところの自家経営というものは、現在の所得税法上はこの自家労賃というものは必要経費に認められない。そこで以て先ず国税で取られる。更に地方税として、現在は事業税というもののの中で、これも自家労賃というものは必要経費には算入されていない。それから漁業権でこれがある。更に免許料、許可料というものが出来る。而も今度のシヤウブ動向によりまして、この地方税の事業税が新事業税となりまして、この附加価値税の中には、課税標準として、漁業権とか、その外自家労賃、こういつたものは全部課税標準の中に入ります。従つて今度のシヤウブ動向においてさへも、この国税において自家労賃は認められない。それから地方税においては、漁業権についても課税される。漁業権も掛けられる。更に今漁業法における免許料、それから許可漁業については許可料が掛かる。而もこの許可漁業について最も重要な事業資産、生産手段であるところの船舶税というものは、御承知のように資産の評価替えによりまして、これは新らしいところの不動産税になりまして、そうして大きく掛かつて来ます。こういつたやうな、漁民が全然負担能力がない、こういうものに對して今度の漁業法において免許料、許可料、而もこの免許料、許可料というものは、漁業権税としては完全にダブつてゐる。二重の課税になる。こういつたやうなものを取るというやうなことは絶対に不當である。而もこれは一部は補償に當てる、一部は行政費に當ると

いうやうに、行政費は漁業権とか、それから所得税とか、そういつた外の税金で二重にも三重にも取つておいて、更にこういつたものに、行政費にも当てますからと言つて、免許料、許可料を取るといふことは絶対に漁民は納得できないと思ひます。それからこの補償の問題についてはどうか。この補償については結論から言へば、この補償は全然とは勿論言い難いと思ひますが、殆んど無償に近いくらいの補償で、名目的なノミナな補償をして、そのためにその免許料、許可料といったところから捻出すやうなことは差控えて置きたい。このやうなふうに思ひます。非常に簡単ですが、大体このくらいにして置きます。

○委員長(木下雄雄君) 何か御質問ありませんか。

○江藤哲翁君 只今鯨岡公述人の初頭において言われた言葉の中に、若干私は委員として釈明いたして置きたい点がありますので申します。その言葉の中に、参議院においては成るべくいじらぬようにしたいという態度を持つてこの法案に臨んでおるといふことを言われたのです。これは何を証拠にそういふことを言われるかといふことは私は知りません。又この際それを追求する意思もございません。併しこれは非常に間違ひであるといふことだけを申し上げて置かないといふと、ここに多数の方々が出席になつておつて、私共がこの法案に對して如何に真剣に審議をしておるかといふことについて御了解のないことになる。誤解を招くといふことは私は非常に慮れるのであります。御承知のやうに本委員会は数十回

に亘つて開かれて、その一部分は、これは速記録などに譲りますが、重大な問題にしばしば觸れるので、速記を省略してやつた回数でも恐らく数十回これもあると思ひます。これら整理したら非常に材料が整えられるわけでありまして、殊に本公聴会において多数の公述人の方々から非常に貴重な御意見を承つて、私共大変に勉強もできましたし、参考にもなつたのであります。これらのことについて、それでは私共からどういふ態度を取るか。私共は本日公述人の方々から貴重な御意見を承りましたが、これらのことは十分検討いたしました。大部分の案件は私共の方において私共だけの意見としては随分討論をし、その結果を得ているやうな次第であります。決して私共がこの法案をいじらんやうにしたいといふやうな気持はみじんもない。私共はこれを最も露骨に、具体的に申上げますと、この法案が確かに、最前言われた宮城雄太郎氏、及び鯨岡氏の御両人の言われたやうに、これは悪法であるといふことにおいて、この御両人と我々と同じである。全然同志だ。そういふ点においては一つ特に御了承願ひたいと思ひます。決して参議院の水産委員会がいじらんやうにしたいのではなく、もう殆んど全文に亘つて書き変えなければならぬ。ところがいろいろ都合上或いは

そういうことが許されないのではないかと。併し最小限においての程度にしないで、私共本日公聴会においても皆さんの御言葉を一言一句聞き落さないやうに、熱心に聴いておるつもりなのです。いづれ御意見等は十分承つた

業の公正な調整と漁村経済再建のため、瀬戸内海一府十県の中央にあつて海陸交通の要しように当り、かつ海区の中央で関係諸官庁の所在地である廣島市に、瀬戸内海漁業調整事務局を設置せられたとの請願。

第二百十六号 昭和二十四年十月二十九日受理

漁業法案中一部修正に関する請願（四通）

請願者 岩手県下閉伊郡田老町 大字田老町漁業協同組合 合長理事 山本徳太郎 外三名

紹介議員 千田 正君

第五国会から継続審査中の漁業法案については、原始的漁業を営んでいる漁民の声をいれられて、（一）漁業権は全部漁業協同組合に與えること、（二）共同漁業権には浮魚も加えること、（三）共同漁業権に入漁する場合知事の許可は不要とし専ら漁業者と入漁者との契約によらしめること、（四）定置漁業権も身網の水深部が二十五メートル未満は共同漁業権に包含すること、（五）定置漁業権は賃貸借できるようにすること、（六）漁業協同組合に免許する漁業または許可する漁業からは免許料、許可料を取らないこと等の修正を加えられたとの請願。

第二百二十七号 昭和二十四年十月二十九日受理

岩手県下の漁港、船だまり、船揚場修築費国庫補助等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸岩手 県漁港協会内 鈴木善幸

紹介議員 千田 正君

国民の健康保持増進上水産物の増産は刻下の急務である。しかるにこれが増産の基本的施設である漁港、船だまり、船揚場等の施設は資金資材等に制約され多年荒廃に委ねたままその維持改良が行われず生産能力を低下させているから、昭和二十五年年度において、（一）漁港、船だまり、船揚場修築費に対する国庫補助、（二）しゅんせつ施設に対する助成、（三）漁港、船だまり、船揚場等に対する国庫補助率の引上げ、（四）漁港に関する法制化等をすみやかに実現せられたとの請願。

第二百三十七号 昭和二十四年十月二十九日受理

寒天の政府買上げに関する請願

請願者 長野市南町六八七ノ二 宮本繁志外十三名

紹介議員 米倉 龍也君

寒天産業は過去約十年にわたり、わが国際收支の面に寄與するところが多かったのである。しかるに昨年来急激に輸出が不振となり、他国国内需要もまた極めて緩慢であるため現在多量の滞貨寒天を有している。これをそのままに放置すれば国際市場に雄飛している地位は衰退し、業者の破産も免がれず本業の前途は極めて憂慮にたえないから、現在滞貨している約二十二万貫の寒天を政府において買い上げられたとの請願。

第二百八十七号 昭和二十四年十月三十一日受理

徳島県下の漁港修築費国庫補助に関する請願

請願者 徳島県知事 阿部五郎 外五名

紹介議員 赤澤 與仁君

徳島県は太平洋の広大な漁場を有しているが、漁港の現況は、三十数港の内、その施設のやや完備しているものは牟岐港の外一港のみであつて他は殆んど天然の地形を利用した不完全なものであるため、水産振興と漁民生活安定の見地より漁港施設の完備は緊急を要するものであるから、昭和二十四年度において五箇年計画をたて最も急を要する継続工事中の由岐港の外、穴喰、栗津、志和岐の各漁港の修築について国庫補助せられたとの請願。

第三百二十二号 昭和二十四年十一月一日受理

初山別村漁港築造に関する請願

請願者 北海道苫前郡初山別村 長 前田廣紀

紹介議員 堀 末治君

北海道西北部海岸魚田開発の要地である苫前郡初山別村豊岬に漁港を築造することについては、既に昭和二十二年八月北海道庁土木部港湾課および留萌土木現業所で実測も終り設計図もできているのであるから、すみやかに実現を計られたとの請願。

第十号 昭和二十四年十月二十八日受理

漁業法案修正に関する陳情

陳情者 岩手県下閉伊郡重茂村重茂村漁業協同組合長 西 館善平外六十三名

第五国会より継続審査中の漁業法案については、あらゆる水産関係の各階層が論議して修正を要望しているが、原始的漁業を余議なくされている零細漁民の声として、（一）漁業権は全部漁業協同組合に與えること、（二）共同漁業権には浮魚も加えること、（三）共同漁

業権に入漁する場合知事の許可は不要として専ら漁業者と入漁者との契約によること、（四）定置漁業も身網の水深部が二十五メートル未満は共同漁業権に包含すること、（五）定置漁業権は賃貸借ができること、（六）漁業協同組合に免許する漁業または許可する漁業からは免許料許可料を取らないこと等に修正せられたとの陳情。

第十二号 昭和二十四年十月二十八日受理

漁業法案中一部修正に関する陳情（二通）

陳情者 神戸市生田区中山手通一ノ七〇 北村勤外二百十名

漁業法改正案の審査に當つては、さらに真珠養殖事業の特性よりみて、（一）第一種区画漁業権の区域については、海面とともに海底をも含む区画漁業権であることを條文に明記すること、（二）真珠母貝の養殖を目的とする第三種区画漁業権には真珠の養殖を目的とする第一種区画漁業権と同時に真珠養殖業者に対して優先順位を與えること、（三）真珠養殖区漁業権の存続期間の延長については、存続期間をすくなくとも十年から十五年に変更すること、（四）海区調整委員選任については、漁業者より選任するように規定すること等について特別の考慮をされたとの陳情。

第十三号 昭和二十四年十月二十八日受理

福岡県沖の島に漁港築造の陳情（五通）

陳情者 福岡県知事 杉本勝次外四名

従来対馬、壱岐を根拠として沖の島附近に出漁していた漁業者は、距離に制約され漁場を高度に利用することが不可能であるが、福岡県宗像郡大島村に所屬する沖の島に漁港を築造することによつて、操業時間の延長、労力、資材とくに燃料の節限、現状のか動條件による漁獲高の倍増、消費地への搬出距離の短縮による鮮度の保持等五県沿岸漁民の福利増進を図るとともに、食糧安定に寄與するところが多いから、本島に漁港を築造せられたとの請願。

第二十二号 昭和二十四年十一月一日受理

水産業協同組合法中一部改正等に関する陳情

陳情者 廣島市宇品町三七 廣島 県水産業会 氣付西日本水産振興会内 林興一郎

大きな川を一本地区とする漁業協同組合においては、地区数町村におよび組合員も数千人に上るので總會の召集は不可能にちかく、また現行の区画漁業権では漁介の放流あるいはその繁殖保護に支障が多い等種々の点に不合理が多いから、（一）大川を地区とする組合に限り解散、合併の事項を除き總會の決議とすること、（二）主務大臣の指定する川に第五種協同漁業権を免許すること、（三）漁業権補償制度を改正して償還期限を十年以内とすること等水産協同組合法等を改正せられたとの陳情。

第二十三号 昭和二十四年十一月一日受理

愛媛県高山村に避難港設置の陳情

日受理

陳情者 愛媛県東宇和郡高山村長
藤井繁一外一名
愛媛県宇和海周辺には完全な避難港がないため、昭和二十四年六月のデラ台風により、四億円の物的被害と二百五十名の犠牲者を出したが、この最も大の原因は、南予の大漁場である宇和海に避難港がない点にあるから、食糧確保の重要性にかんがみ、地理的自然的條件等より最も適当と思われる宇和郡高山村沖に避難港を設置せられたいとの陳情。

昭和二十四年十二月一日印刷

昭和二十四年十二月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所